

鹿島市地域防災計画（H24年改正） 新旧対照表

ページ	新	旧	備考
2	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 用語の定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところとする。</p> <p><u>消防機関 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び鹿島消防署（以下これらを「消防署」という。）並びに鹿島市消防団（以下「消防団」という。）をいう。</u></p> <p><u>警察署 鹿島警察署（以下「警察署」という。）をいう。</u></p> <p><u>防災関係機関 消防機関、県、警察署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。</u></p> <p>災害時要援護者 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し安全な場所に避難するのに支援を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等が該当する。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 用語の定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところとする。</p> <p>防災関係機関 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。</p> <p>消防署 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部（以下、「消防本部」という。）及び鹿島消防署をいう。</p> <p>消防機関 消防本部、鹿島消防署及び鹿島市消防団（以下、「消防団」という。）をいう。</p> <p>災害時要援護者 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し安全な場所に避難するのに支援を要する者をいい、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児等が該当する。</p>	<p>県地域防災計画の変更による追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署の役割の明確化
3	<p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 警察署</u> 警察署は、<u>警察法、警察官職務執行法、道路交通法その他法令に基づき、市民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。</u></p> <p><u>5 指定地方行政機関</u> (略)</p>	<p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 指定地方行政機関</u> (略)</p>	<p>県地域防災計画の変更による追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署の役割の明確化

ページ	新	旧	備考																																			
6	2 消防署 (略)	2 消防署 (略)																																				
	3 県 (略)	3 県 (略)																																				
7	4 警察署		県地域防災計画の変更による追加 ・警察署の事務業務の項目追加																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)</td><td>災害警備計画に関すること</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>警察通信確保に関すること</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>関係機関との連絡調整に関すること</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>災害装備資機材の確保に関すること</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</td></tr> <tr><td>(6)</td><td>防災知識の普及に関すること</td></tr> <tr><td>(7)</td><td>災害情報の収集及び伝達に関すること</td></tr> <tr><td>(8)</td><td>被害実態の把握に関すること</td></tr> <tr><td>(9)</td><td>被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること</td></tr> <tr><td>(10)</td><td>行方不明者の調査に関すること</td></tr> <tr><td>(11)</td><td>危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること</td></tr> <tr><td>(12)</td><td>不法事案等の予防及び取締りに関すること</td></tr> <tr><td>(13)</td><td>被災地、避難場所その他重要施設の警戒に関すること</td></tr> <tr><td>(14)</td><td>避難路及び緊急交通路の確保に関すること</td></tr> <tr><td>(15)</td><td>交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること</td></tr> <tr><td>(16)</td><td>広報活動に関すること</td></tr> <tr><td>(17)</td><td>死体の見分・検視に関すること</td></tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務		(1)	災害警備計画に関すること	(2)	警察通信確保に関すること	(3)	関係機関との連絡調整に関すること	(4)	災害装備資機材の確保に関すること	(5)	危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること	(6)	防災知識の普及に関すること	(7)	災害情報の収集及び伝達に関すること	(8)	被害実態の把握に関すること	(9)	被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること	(10)	行方不明者の調査に関すること	(11)	危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること	(12)	不法事案等の予防及び取締りに関すること	(13)	被災地、避難場所その他重要施設の警戒に関すること	(14)	避難路及び緊急交通路の確保に関すること	(15)	交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること	(16)	広報活動に関すること	(17)	死体の見分・検視に関すること	
処理すべき事務又は業務																																						
(1)	災害警備計画に関すること																																					
(2)	警察通信確保に関すること																																					
(3)	関係機関との連絡調整に関すること																																					
(4)	災害装備資機材の確保に関すること																																					
(5)	危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること																																					
(6)	防災知識の普及に関すること																																					
(7)	災害情報の収集及び伝達に関すること																																					
(8)	被害実態の把握に関すること																																					
(9)	被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること																																					
(10)	行方不明者の調査に関すること																																					
(11)	危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること																																					
(12)	不法事案等の予防及び取締りに関すること																																					
(13)	被災地、避難場所その他重要施設の警戒に関すること																																					
(14)	避難路及び緊急交通路の確保に関すること																																					
(15)	交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること																																					
(16)	広報活動に関すること																																					
(17)	死体の見分・検視に関すること																																					
	5 指定地方行政機関	4 指定地方行政機関	県からの指摘事項 ・文言修正																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 九州管区警察局</td> <td> (ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (イ) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (ウ) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (エ) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (オ) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (カ) 災害時における警察通信の運用に関すること (キ) 津波警報等の伝達に関すること </td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		処理すべき事務又は業務	(1) 九州管区警察局	(ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (イ) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (ウ) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (エ) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (オ) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (カ) 災害時における警察通信の運用に関すること (キ) 津波警報等の伝達に関すること	(2) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 九州管区警察局</td> <td> (ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (イ) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (ウ) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (エ) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (オ) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (カ) 災害時における警察通信の運用に関すること (キ) 津波予報の伝達に関すること </td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(1) 九州管区警察局	(ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (イ) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (ウ) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (エ) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (オ) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (カ) 災害時における警察通信の運用に関すること (キ) 津波予報の伝達に関すること	(2) (略)																								
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																					
(1) 九州管区警察局	(ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (イ) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (ウ) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (エ) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (オ) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (カ) 災害時における警察通信の運用に関すること (キ) 津波警報等の伝達に関すること																																					
(2) (略)																																						
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																					
(1) 九州管区警察局	(ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (イ) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (ウ) 災害時における他管区警察局との連携に関すること (エ) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (オ) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (カ) 災害時における警察通信の運用に関すること (キ) 津波予報の伝達に関すること																																					
(2) (略)																																						

ページ	新	旧	備考																				
8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)</td> <td> (7) 国土保全事業の推進に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (7) 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること (5) 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること (4) 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (4) 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (4) 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること (2) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金融通等についての指導に関すること (7) 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関すること </td> </tr> <tr> <td>(5)～(8) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務	(3) (略)		(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	(7) 国土保全事業の推進に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (7) 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること (5) 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること (4) 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (4) 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (4) 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること (2) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金融通等についての指導に関すること (7) 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関すること	(5)～(8) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 九州農政局 (佐賀農政事務所)</td> <td> (7) 国土保全事業の推進に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (7) 県からの要請に基づき、主要食料の供給に関すること (5) 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること (4) 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること (4) 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (4) 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (7) 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること </td> </tr> <tr> <td>(5)～(8) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務	(3) (略)		(4) 九州農政局 (佐賀農政事務所)	(7) 国土保全事業の推進に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (7) 県からの要請に基づき、主要食料の供給に関すること (5) 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること (4) 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること (4) 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (4) 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (7) 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること	(5)～(8) (略)		<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関名の修正 ・国への食料の供給要請は、農林水産省生産局に対して行うことと変更されたため佐賀地域センターの業務から削除 				
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務																						
(3) (略)																							
(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	(7) 国土保全事業の推進に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (7) 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること (5) 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること (4) 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (4) 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (4) 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること (2) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金融通等についての指導に関すること (7) 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関すること																						
(5)～(8) (略)																							
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務																						
(3) (略)																							
(4) 九州農政局 (佐賀農政事務所)	(7) 国土保全事業の推進に関すること (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (7) 県からの要請に基づき、主要食料の供給に関すること (5) 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること (4) 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること (4) 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (4) 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (7) 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること																						
(5)～(8) (略)																							
9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)</td> <td> (7) 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (7) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること </td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)</td> <td> (7) 気象・水象・地象（地震にあつては、地震動に限る。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (4) 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (7) 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (5) 災害発生時における気象資料の提供に関すること </td> </tr> <tr> <td>(12)～(14) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務	(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	(7) 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (7) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること	(10) (略)		(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	(7) 気象・水象・地象（地震にあつては、地震動に限る。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (4) 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (7) 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (5) 災害発生時における気象資料の提供に関すること	(12)～(14) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)</td> <td> (7) 災害時における航空による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (7) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること </td> </tr> <tr> <td>(10) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)</td> <td> (7) 気象・水象・地象（地震及び火山現象を除く。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (4) 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (7) 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (5) 災害発生時における気象資料の提供に関すること </td> </tr> <tr> <td>(12)～(14) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務	(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	(7) 災害時における航空による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (7) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること	(10) (略)		(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	(7) 気象・水象・地象（地震及び火山現象を除く。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (4) 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (7) 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (5) 災害発生時における気象資料の提供に関すること	(12)～(14) (略)		<p>県からの指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務																						
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	(7) 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (7) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること																						
(10) (略)																							
(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	(7) 気象・水象・地象（地震にあつては、地震動に限る。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (4) 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (7) 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (5) 災害発生時における気象資料の提供に関すること																						
(12)～(14) (略)																							
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務																						
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	(7) 災害時における航空による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (7) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること																						
(10) (略)																							
(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	(7) 気象・水象・地象（地震及び火山現象を除く。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (4) 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (7) 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (5) 災害発生時における気象資料の提供に関すること																						
(12)～(14) (略)																							
10	<p>6 自衛隊 (略)</p> <p>7 指定公共機関 (略)</p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (略)</p>	<p>5 自衛隊 (略)</p> <p>6 指定公共機関 (略)</p> <p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (略)</p>																					
15	<p>第3章 鹿島市の概況</p> <p>第2編 災害の特性と被害想定</p> <p>第2章 地震・津波</p>	<p>第3章 鹿島市の概況</p> <p>第2編 災害の特性と被害想定</p> <p>第2章 地震</p>	<p>県計画の変更に伴う変更</p>																				

ページ	新	旧	備考																																																																																
15-16	<p>第1節 本市の地域特性</p> <p>第3項 活断層</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>所在地</th> <th>長さ</th> <th>確実度</th> <th>活動度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川久保断層</td> <td>佐賀市、<u>神埼市</u></td> <td>8.8km</td> <td>Ⅱ～Ⅲ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女神社付近</td> <td>佐賀市、小城市</td> <td>3.5km</td> <td>Ⅱ～Ⅲ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>真名子～荒谷峠付近</td> <td>唐津市、福岡県</td> <td>6.0km</td> <td>Ⅱ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西葉断層</td> <td>鹿島市</td> <td>3.5km</td> <td>Ⅱ</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>水縄断層*</td> <td>福岡県</td> <td>24.1km</td> <td><u>Ⅰ、Ⅱ</u></td> <td>B, C</td> </tr> <tr> <td>警固断層</td> <td>福岡県</td> <td><u>27.0km</u></td> <td><u>Ⅰ、Ⅱ</u></td> <td>≤C</td> </tr> <tr> <td>大村～諫早北西付近</td> <td>長崎県</td> <td>22.0km</td> <td>Ⅱ</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	所在地	長さ	確実度	活動度	川久保断層	佐賀市、 <u>神埼市</u>	8.8km	Ⅱ～Ⅲ		男女神社付近	佐賀市、小城市	3.5km	Ⅱ～Ⅲ		真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	6.0km	Ⅱ		西葉断層	鹿島市	3.5km	Ⅱ	C	水縄断層*	福岡県	24.1km	<u>Ⅰ、Ⅱ</u>	B, C	警固断層	福岡県	<u>27.0km</u>	<u>Ⅰ、Ⅱ</u>	≤C	大村～諫早北西付近	長崎県	22.0km	Ⅱ	C	<p>第1節 本市の地域特性</p> <p>第3項 活断層</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>所在地</th> <th>長さ</th> <th>確実度</th> <th>活動度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川久保断層</td> <td>佐賀市</td> <td>8.8km</td> <td>Ⅱ～Ⅲ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女神社付近</td> <td>佐賀市、小城市</td> <td>3.5km</td> <td>Ⅱ～Ⅲ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>真名子～荒谷峠付近</td> <td>唐津市、福岡県</td> <td>6.0km</td> <td>Ⅱ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西葉断層</td> <td>鹿島市</td> <td>3.5km</td> <td>Ⅱ</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>水縄断層*</td> <td>福岡県</td> <td>24.1km</td> <td><u>Ⅱ～Ⅲ</u></td> <td>B, C</td> </tr> <tr> <td>警固断層</td> <td>福岡県</td> <td><u>18.5km</u></td> <td><u>Ⅰ</u></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>大村～諫早北西付近</td> <td>長崎県</td> <td>22.0km</td> <td>Ⅱ</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	所在地	長さ	確実度	活動度	川久保断層	佐賀市	8.8km	Ⅱ～Ⅲ		男女神社付近	佐賀市、小城市	3.5km	Ⅱ～Ⅲ		真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	6.0km	Ⅱ		西葉断層	鹿島市	3.5km	Ⅱ	C	水縄断層*	福岡県	24.1km	<u>Ⅱ～Ⅲ</u>	B, C	警固断層	福岡県	<u>18.5km</u>	<u>Ⅰ</u>	C	大村～諫早北西付近	長崎県	22.0km	Ⅱ	C	<p>県からの指摘事項 ・長さ、確実度、活動度を新しい指数へ変更</p>
活断層名	所在地	長さ	確実度	活動度																																																																															
川久保断層	佐賀市、 <u>神埼市</u>	8.8km	Ⅱ～Ⅲ																																																																																
男女神社付近	佐賀市、小城市	3.5km	Ⅱ～Ⅲ																																																																																
真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	6.0km	Ⅱ																																																																																
西葉断層	鹿島市	3.5km	Ⅱ	C																																																																															
水縄断層*	福岡県	24.1km	<u>Ⅰ、Ⅱ</u>	B, C																																																																															
警固断層	福岡県	<u>27.0km</u>	<u>Ⅰ、Ⅱ</u>	≤C																																																																															
大村～諫早北西付近	長崎県	22.0km	Ⅱ	C																																																																															
活断層名	所在地	長さ	確実度	活動度																																																																															
川久保断層	佐賀市	8.8km	Ⅱ～Ⅲ																																																																																
男女神社付近	佐賀市、小城市	3.5km	Ⅱ～Ⅲ																																																																																
真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	6.0km	Ⅱ																																																																																
西葉断層	鹿島市	3.5km	Ⅱ	C																																																																															
水縄断層*	福岡県	24.1km	<u>Ⅱ～Ⅲ</u>	B, C																																																																															
警固断層	福岡県	<u>18.5km</u>	<u>Ⅰ</u>	C																																																																															
大村～諫早北西付近	長崎県	22.0km	Ⅱ	C																																																																															
17	<p>第2節 これまでの地震・津波災害</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 これまでの地震災害等</p> <p>(略)</p>	<p>県計画の変更に伴う変更</p>																																																																																
18	<p>第3節 被害想定</p> <p>第1項 基本的考え方</p> <p>本市は、プレート・テクトニクス論による海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これによる大規模な地震災害の可能性は低いと考えられる。</p> <p>また、活断層に起因する内陸地震についても、本市近辺にある活断層は確実度、活動度とも小さく、大地震発生の可能性は低いと考えられる。さらに、過去、佐賀県に被害をもたらした地震は、震度6強以上のものはないなど、市内における地震での大規模な被害は考えにくい条件がそろっている。</p> <p>しかし、日本は世界でも有数な地震国であり、他地域ではたびたび大きな地震が発生している状況にある。</p> <p>これらのことを勘案し、本市の地域防災計画の地震・津波対策をより実践的なものとするうえで、市域内にどういった地震災害が発生するおそれがあるのか、また、発生した場合の被害はどうなるのかという想定被害を把握し、これにも対応できる内容とすることが必要と考える。</p>	<p>第3節 被害想定</p> <p>第1項 基本的考え方</p> <p>本市は、プレート・テクトニクス論による海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これによる大規模な地震災害の可能性は低いと考えられる。</p> <p>また、活断層に起因する内陸地震についても、本市近辺にある活断層は確実度、活動度とも小さく、大地震発生の可能性は低いと考えられる。さらに、過去、佐賀県に被害をもたらした地震は、震度6強以上のものはないなど、市内における地震での大規模な被害は考えにくい条件がそろっている。</p> <p>しかし、日本は世界でも有数な地震国であり、他地域ではたびたび大きな地震が発生している状況にある。</p> <p>これらのことを勘案し、本市の地域防災計画の地震対策をより実践的なものとするうえで、市域内にどういった地震災害が発生するおそれがあるのか、また、発生した場合の被害はどうなるのかという想定被害を把握し、これにも対応できる内容とすることが必要と考える。</p>	<p>県計画の変更に伴う変更</p> <p>・「震災」から「地震・津波」へ変更</p>																																																																																

ページ	新	旧	備考
19	第2項 想定地震等の設定 (略) 第3項 被害の想定 (略)	第2項 想定地震等の設定 (略) 第3項 被害の想定 (略)	
20	第3章 原子力災害 第1節 原子力発電所からの距離 <u>玄海原子力発電所からの距離は、直線で次のとおりである。</u> ① 本庁舎：南南東 51.9 km ② 森区の塩田川沿い、嬉野市との市境：南南東 48.6 km ③ 経ヶ岳：62.9 km ④ 江福区の国道207号、太良町との市境：南東 60.2 km <u>また、川内原子力発電所からの距離は、本庁舎まで直線で北へ141.8 kmとなっている。</u> 第2節 被害想定 <u>市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、県の指導・助言を得ながら災害想定を検討に努める。</u>		原子力災害について追加
21	第3篇 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第1節 災害に強いひとづくり 第1項 消防団の育成強化 <u>消防団は、常備消防と並んで地域防災力の中核として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防衛活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。</u> <u>しかしながら、消防団活動への参加者の減少など問題を抱えていることから、地域住民の消防団活動に対する理解の促進や事業所に対する協力要請など消防団活動への参加、協力の環境づくりを推進する。また、組織・制度の多様化を検討し、施設・設備の充実を図ることにより、地域社会の防災体制の強化を図る。</u> 【資料編】 ○鹿島市消防団の状況	第3篇 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第1節 災害に強いひとづくり	県計画の変更に伴う修正 ・防災活動において重要な役割を担う消防団に関する記載を追加 鹿島市消防団の状況の記載を第5項防災訓練より資料編へ転記

ページ	新	旧	備考
22	<p>第2項 自主防災組織の育成強化 (略)</p> <p><u>【資料編】</u> ○自主防災組織の結成状況 ○幼年消防クラブの結成状況</p>	<p>第1項 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>《自主防災組織の結成状況》(平成23年4月1日現在) (略)</p> <p>《幼年消防クラブの結成状況》(平成23年4月1日現在) (略)</p>	最新のデータに変更し資料編へ転記
23	<p>第3項 自衛防災組織の設置 (略)</p> <p>第4項 ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>第5項 防災思想及び知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第6項 防災訓練 (略)</p>	<p>第2項 自衛防災組織の設置 (略)</p> <p>第3項 ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>第4項 防災思想及び知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第5項 防災訓練 (略)</p>	
24	<p>第7項 災害教訓の伝承</p> <p><u>市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の変更による追加</p> <p>・防災基本計画の反映</p>

ページ	新	旧	備考
25	<p>第2節 安全・安心なまちづくり</p> <p>第1項 市街地の整備</p> <p>1 防災まちづくりに配慮した土地利用の確保 本市の諸計画の整合を図りながら、土地利用の適正化を指導する。</p> <p><u>災害の危険性の低い場所を居住地とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような一時避難場所やそこに通じる避難経路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、災害に強いまちの形成を図る。</u></p> <p><u>行政関連施設、災害時要援護者に係わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。</u></p> <p><u>また、災害応急対策上重要な施設の災害対策については、特に万全を期する。</u></p> <p>2 既成市街地及び新市街地の整備促進 (略)</p> <p>3 防災空間の整備 (略)</p>	<p>第2節 安全・安心なまちづくり</p> <p>第1項 市街地の整備</p> <p>1 防災まちづくりに配慮した土地利用の確保 本市の諸計画の整合を図りながら、土地利用の適正化を指導する。</p> <p>2 既成市街地及び新市街地の整備促進 (略)</p> <p>3 防災空間の整備 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映

ページ	新	旧	備考
25	<p>第2項 災害危険箇所の対策</p> <p>1 災害危険箇所等の周知 (略)</p> <p>2 地盤災害防止施設等の整備 市は、災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、<u>災害防止施設の整備に努める。</u> <u>また、山地災害危険箇所及び砂防指定地・土石流危険渓流、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については、災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前に危険な地区を中心に点検を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山施設の整備 ・砂防施設の整備 ・地すべり防止施設の整備 ・急傾斜地崩壊防止施設の整備 ・土砂災害のソフト対策 ・採石災害防止対策 ・開発行為等における安全性の確保 	<p>第2項 災害危険箇所の対策</p> <p>1 災害危険箇所等の周知 (略)</p> <p>2 地盤災害防止施設等の整備 市は、<u>山地</u>災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、防止施設の整備に努める。<u>また、国・県が推進する事業に協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山施設の整備 ・砂防施設の整備 ・地すべり防止施設の整備 ・急傾斜地崩壊防止施設の整備 ・採石災害防止対策 ・開発行為等における安全性の確保 	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検の実施について追加記載 ・ソフト対策の追加 <p>県からの指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策項目の追加
26	<p>3 河川、クリーク、海岸、下水道及びため池施設の整備 河川、<u>クリーク、海岸、下水道及びため池等の管理者は、堤防、水門等関係施設の点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に災害に対する安全性の確保に努める。</u> <u>また、水門・閘門等の施設操作の自動化や遠隔操作化に努め、操作にあたっては対応に当たる者の安全を確保する。</u></p> <p>4 住宅等の移転の推進 (略)</p> <p>5 <u>土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備</u> 市は、<u>土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等が指定された場合は、土砂災害防止法第7条による警戒避難体制の整備を講じる。</u></p>	<p>3 河川、海岸、ため池等施設の整備 河川、海岸、ため池等の管理者は、<u>堤防、水門等関係施設の安全性を確保するとともに、必要に応じて施設の点検、整備を行う。</u></p> <p>4 住宅等の移転の推進 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーク、下水道を追加 ・管理者の安全性について記述 <p>県からの指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制整備の追加

ページ	新	旧	備考
27	<p><u>6 地盤の液状化対策の推進</u> 市、県等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。 また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。 さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。</p> <p><u>7 地盤沈下防止等対策の推進</u> 市、県及び国は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、適切な地下水の採取の指導による災害の防止等に関する措置を実施する。</p>		<p>県からの指摘事項 ・液状化対策について記述</p> <p>県からの指摘事項 ・地盤沈下対策について記述</p>
28	<p>第3項 防災上重要な施設及び交通施設の災害に対する安全性の強化・整備</p> <p>1 防災上重要な施設の安全性の確保 (略)</p> <p>2 耐震診断及び耐震強化 (略)</p> <p>3 公共施設等の防火指導 (略)</p> <p>4 交通施設の安全性の確保・維持補修 防災拠点などを結ぶ主要な道路、鉄道、橋梁等の交通施設については、当該施設の管理者は災害に対する安全性の確保に努めるとともに、耐震性の強化を推進する。 また、落石、法面の崩壊等の危険が予想される箇所については、随時点検を実施し、必要があれば予防工事を実施するとともに、災害時には迅速な通行止など危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。</p>	<p>第3項 防災上重要な施設及び交通施設の災害に対する安全性の強化・整備</p> <p>1 防災上重要な施設の安全性の確保 (略)</p> <p>2 耐震診断及び耐震強化 (略)</p> <p>3 公共施設等の防火指導 (略)</p> <p>4 交通施設の安全性の確保・維持補修 防災拠点などを結ぶ主要な道路、鉄道、橋梁等の交通施設については、当該施設の管理者は災害に対する安全性の確保に努める。 また、落石、法面の崩壊等の危険が予想される箇所については、随時点検を実施し、必要があれば予防工事を実施するとともに、災害時には迅速な通行止など危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。</p>	<p>県からの指摘事項 ・耐震性の強化についての記述の追加</p>

ページ	新	旧	備考
28	<p>5 港湾・漁港の安全性の確保 (略)</p> <p>6 臨時ヘリポートの整備 (略)</p> <p>7 消防水利の点検・整備 (略)</p> <p>8 文化財の安全性の確保・維持補修 (略)</p> <p>第4項 ライフライン施設の機能の確保 1 上・下水道施設の整備 上・下水道施設の防災機能を向上させるため、次の事項を推進する。 ・計画的な施設の安全性の強化 ・巡回点検の実施と老朽施設（管路）の計画的な更新 ・断水に備えた水道事業者等間の相互応援体制を整備 ・資機材及び図面等の整備による施設の現況把握 ・災害時の応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備 ・施設の耐震化</p> <p>※下水道施設には、農業用集落排水も含む。</p>	<p>5 港湾・漁港の安全性の確保 (略)</p> <p>6 臨時ヘリポートの整備 (略)</p> <p>7 消防水利の点検・整備 (略)</p> <p>8 文化財の安全性の確保・維持補修 (略)</p> <p>第4項 ライフライン施設の機能の確保 1 上・下水道施設の整備 上・下水道施設の防災機能を向上させるため、次の事項を推進する。 ・計画的な施設の安全性の強化 ・巡回点検の実施と老朽施設（管路）の計画的な更新 ・断水に備えた水道事業者等間の相互応援体制を整備 ・資機材及び図面等の整備による施設の現況把握</p> <p>※下水道施設には、農業用集落排水も含む。</p>	<p>県からの指摘事項 ・整備内容の追加</p>
29	<p>2 電力施設等の整備 九州電力株式会社は、電力施設の防災機能を向上させるため、次の事項を推進する。 ・電力設備の災害予防措置 ・未然の事故防止を図るための定期的な電気工作物の巡視、点検の実施 ・電力設備の耐震化</p>	<p>2 電力施設等の整備 九州電力株式会社は、電力施設の防災機能を向上させるため、次の事項を推進する。 ・電力設備の災害予防措置 ・未然の事故防止を図るための定期的な電気工作物の巡視、点検の実施</p>	<p>県からの指摘事項 ・整備内容の追加</p>

ページ	新	旧	備考
29	<p>3 電気通信設備等の整備 電気通信事業者は、電気通信設備等の防災機能を向上させるため、次の事項を推進する。 ・被害発生のため未然防止のため電気通信設備等の高信頼化（耐水・耐風構造化の整備） ・主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成 ・主要な中継交換機を分散設置 ・通信ケーブルの地中化の促進 ・電気通信設備等の耐震化</p> <p>4 電話回線の輻輳緩和対策（略）</p> <p>5 都市ガス施設等の整備（略）</p> <p>6 バックアップ対策の促進 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようにICT部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。 また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。</p>	<p>3 電気通信設備等の整備 電気通信事業者は、電気通信設備等の防災機能を向上させるため、次の事項を推進する。 ・被害発生のため未然防止のため電気通信設備等の高信頼化（耐水・耐風構造化の整備） ・主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成 ・主要な中継交換機を分散設置 ・通信ケーブルの地中化の促進</p> <p>4 電話回線の輻輳緩和対策（略）</p> <p>5 都市ガス施設等の整備（略）</p>	<p>県からの指摘事項 ・整備内容の追加</p> <p>県計画の変更に伴う追加 ・防災基本計画の反映</p>
31	<p>第2章 災害応急活動体制の整備</p> <p>第1節 防災活動にかかる体制整備</p> <p>第1項 防災活動体制の整備</p> <p>1 非常参集体制の整備 ア 市職員の参集体制の整備 市は、あらかじめ防災対策の推進のための、配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。 イ 連絡手段の整備 市の幹部職員・防災関係職員等は、常時携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。</p>	<p>第2章 災害応急活動体制の整備</p> <p>第1節 防災活動にかかる体制整備</p> <p>第1項 防災活動体制の整備</p> <p>1 非常参集体制の整備 ア 市職員の参集体制の整備 市は、あらかじめ防災対策の推進のための、配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。 イ 連絡手段の整備 市の幹部職員・防災関係職員等は、常時携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。</p>	

ページ	新	旧	備考
31	<p>ウ 災害時の職員の役割の徹底 災害時の各対策部及び各班が実施すべき業務について、「鹿島市災害対策本部条例（昭和38年条例第34号）」、「鹿島市災害対策本部規程（昭和38年訓令第2号）」、「鹿島市地域防災計画」等に記載されている内容の周知徹底を図る。</p> <p>エ 応急活動マニュアル等の作成 市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。</p> <p>2 災害対策本部、防災拠点の整備 市は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等の施設について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害、地震等の災害に対する安全性の確保を図る。 また、本庁舎等が被災することを考慮し、その代替えとなる施設等の整備を図る。</p> <p>ア 食料等の確保 市及び消防機関は、災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 非常用電源の確保 市及び消防機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、平常時より非常用電源施設の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。</p> <p>ウ 非常用通信手段の確保 市及び消防機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする</p>	<p>ウ 災害時の職員の役割の徹底 災害時の各対策部及び各班が実施すべき業務について、「鹿島市災害対策本部条例（昭和38年条例第34号）」、「鹿島市災害対策本部規程（昭和38年訓令第2号）」、「鹿島市地域防災計画」等に記載されている内容の周知徹底を図る。</p> <p>2 災害対策本部、防災拠点の整備 市は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等の施設について、情報通信機器の機能充実を図るとともに、風水害、地震等に対する安全性の確保を図る。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p> <p>防災拠点施設が被災した場合についての記述を追加</p> <p>県計画の変更に伴う追加 ・防災基本計画の反映 ・非常用電源の確保に関する記述を追加</p>
32	<p>3 市及び防災関係機関との協力体制の強化 (略)</p> <p>4 災害応急資機材の備蓄 (略)</p>	<p>3 市及び防災関係機関との協力体制の強化 (略)</p> <p>4 災害応急資機材の備蓄 (略)</p>	

ページ	新	旧	備考
32	<p>5 業務継続計画（BCP）の策定 市及び県は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画（BCP）の策定に努める。 また、定期的な点検を行い必要な見直しを行う等、計画が実効性あるものとなるよう努める。</p> <p>6 救援活動拠点の確保 市及び県は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。</p> <p>第2項 情報の収集等の整備・強化 （1）防災行政無線等の整備・充実 市は、各防災関係機関と連携し、防災情報の迅速かつ正確な情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる連絡体制の整備を図る。 ・市防災行政無線（火災情報など） ・佐賀県一斉指令システム（気象予・警報、地震情報など） ・佐賀県地震情報ネットワークシステム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）</p>	<p>第2項 情報の収集等の整備・強化 （1）防災行政無線等の整備・充実 市は、各防災関係機関と連携し、防災情報の迅速かつ正確な情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる連絡体制の整備を図る。 ・市防災行政無線（火災情報など） ・佐賀県一斉指令システム（気象予・警報、地震情報など） ・佐賀県地震情報ネットワークシステム</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・BCPについての記述を追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p> <p>J-ALERTを追加</p>
33	<p>（2） 情報伝達経路の確認及び情報内容の確認 （略）</p> <p>（3） 防災情報提供システムの整備 市及び県は、防災情報、災害情報等を住民等へ提供するため、災害情報提供システムの整備を図る。 ・防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供） ・携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供） ・防災ネットあんあん（登録した住民へのメールによる情報提供） ・市ホームページ</p>	<p>（2） 情報伝達経路の確認及び情報内容の確認 （略）</p> <p>（3） 防災情報提供システムの整備 市及び県は、防災情報、災害情報等を住民等へ提供するため、災害情報提供システムの整備を図る。 ・防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供） ・携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供） ・緊急情報メールサービス（登録した住民へのメールによる情報提供） ・市ホームページ</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・緊急情報メール</p> <p>サービスを正式名称に修正</p>

ページ	新	旧	備考
33	<p>【資料編】</p> <p>○防災情報連絡系統図</p> <p>○佐賀県震度情報ネットワークシステム図</p> <p>○通信系統図</p> <p>2 市防災行政無線等の充実・強化 市は、現在、使用している市防災行政無線の<u>充実・強化</u>に努め、災害時の操作に支障のないようにする。 また、<u>情報発信体制の強化のため、ケーブルテレビやエリアメール、市ホームページ等の活用により、住民等への情報伝達の迅速化を図る。</u> なお、常に防災情報等の通信に支障を来さないよう、災害用発電装置を整備し、点検補修等の管理を行う。</p> <p>【資料編】</p> <p>○市防災行政無線系統図</p> <p>3 非常通信体制の整備 (略)</p> <p>4 無線従事者の確保 (略)</p> <p>5 災害用伝言サービスの活用推進 被災地内の家族・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である<u>西日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル」</u>や<u>携帯電話・PHS各社等の「災害用伝言版」</u>について、市民に対して広報誌・ホームページによる認知を深め、定着を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>【防災情報連絡系統図】 (略)</p> <p>【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】 (略)</p> <p>【通信系統図】 (略)</p> <p>2 市防災行政無線等の維持管理 市は、現在、使用している市防災行政無線<u>(同報系)</u>の<u>維持管理</u>に努め、災害時の操作に支障のないようにする。 また、常に防災情報等の通信に支障を来さないよう、災害用発電装置を整備し、点検補修等の管理を行う。</p> <p>≪市防災行政無線系統図≫ (略)</p> <p>5 災害用伝言ダイヤル活用の推進 被災地内の家族・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」について、市民に対して広報誌・ホームページによる認知を深め、定着を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正を行い資料編に転記</p> <p>今後の防災行政無線のデジタル化等を受け修正</p> <p>防災行政無線以外の伝達方法を追加</p> <p>市防災行政無線系統図を資料編へ転記</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・携帯電話、PHS各社の災害用伝言版に関する記載を追加</p>
34	<div data-bbox="282 1217 965 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害用伝言版</p> <p>災害用伝言版は、災害が発生した場合にパソコン・携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHSの番号をもとにして全国から伝言を確認できるものです。</p> </div>		<p>災害用伝言版の説明を追加</p>

ページ	新	旧	備考
34	<p>6 緊急時モニタリング実施体制の整備</p> <p>市は、原子力災害時、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を <u>行うため、要員の確保など、協力体制を整備する。</u> <u>また、県と緊急時モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図る。</u></p> <p>第3項 広域防災体制の強化 (略)</p> <p>1 市町村間の相互応援 市は、県内及び県外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。 【資料編】 ○災害時相互応援協定都市一覧 ○消防相互応援協定都市一覧（消防組織法第39条）</p>	<p>第3項 広域防災体制の強化 (略)</p> <p>1 市町間の相互応援 市は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。</p> <p>≪消防相互応援協定都市一覧（消防組織法第39条）≫ (略)</p> <p>2 防災関係機関等との相互協力 (略)</p> <p>≪民間団体との応援協定状況一覧≫ (略)</p> <p>3 相互協力協定等の締結促進 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・緊急時モニタリング体制を全市町に拡大</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・村の追加</p> <p>災害時相互応援協定書を締結した都市一覧を資料編に追加 消防相互応援協定都市一覧を資料編に転記</p> <p>応援協定を締結した指定地方行政機関の一覧を資料編に追加 民間団体との応援協定状況一覧を現在の状況に修正して、資料編へ転記</p>
35	<p>2 防災関係機関等との相互協力 (略)</p> <p>【資料編】 ○指定地方行政機関との応援協定状況一覧 ○民間団体との応援協定状況一覧</p> <p>3 相互協力協定等の締結促進 (略)</p>	<p>2 防災関係機関等との相互協力 (略)</p> <p>≪民間団体との応援協定状況一覧≫ (略)</p> <p>3 相互協力協定等の締結促進 (略)</p>	
36	<p>第2節 救助、医療、救急活動体制の整備</p> <p>第1項 救助活動体制の整備 (略)</p> <p>第2項 医療活動体制の整備 (略)</p>	<p>第2節 救助、医療、救急活動体制の整備</p> <p>第1項 救助活動体制の整備 (略)</p> <p>第2項 医療活動体制の整備 (略)</p>	

ページ	新	旧	備考
36	<p>第3項 救急活動体制の整備</p> <p>市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</p> <p>また、消防署は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。</p> <p>さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。</p>	<p>第3項 救急活動体制の整備</p> <p>消防署は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映 <p>救急業務計画について追加</p>
39	<p>第4節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1項 避難計画</p> <p>市は、住民の人命の安全を第一に、あらかじめ避難場所（避難所として使用する場合を含む）、避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>災害時要援護者の避難については、災害時要援護者避難支援プランに基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。</p> <p>(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成</p> <p>市は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）</u>」及び「<u>佐賀県津波避難計画策定指針（平成22年3月）</u>」に沿って、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアル・計画を整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。</p>	<p>第4節 避難収容活動</p> <p>第1項 避難計画</p> <p>(1) 避難に関するマニュアルの作成</p> <p>市は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を基に、<u>避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルの整備を図る。</u></p> <p>また、<u>避難所の円滑な管理・運営を図るため、避難所マニュアルを策定する。</u></p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>県計画の表現方法に合わせ追加</p> <p>マニュアル及びガイドライン・指針名を明確に記載し、県計画の記述に合わせて修正</p>

ページ	新	旧	備考
39	<p>(2) 避難場所 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、次の基準により一時（いつとき）避難場所（災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所）及び避難所（災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を収容し保護する場所）を指定しておくものとする。</p> <p>県は、市が県有施設を避難場所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、災害時要援護者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。</p> <p>① 一時（いつとき）避難場所 ア 選定基準 a 安全が確保できる公園・緑地・学校のグラウンド・団地の広場・複数階の建造物等であること。 b 避難区域内の可能な限り多くの住民等を収容できるよう努める。</p> <p>② 避難所 ア 選定基準 a 安全が確保できる場所（河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害、沿岸地域では高潮・津波の危険性も考慮した場所）にあり、生活空間に配慮した施設であること（公民館、学校等が適当）。 b 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。 c 災害想定等により避難が予想される住民等を収容できるよう努める。</p>	<p>(2) 避難所の選定 市は、土砂災害危険箇所等の立地条件や耐震性など安全面を考慮して、施設の管理者の同意を得て公民館、学校等を避難所に選定する。なお、避難所を利用する場合は、概ね3.3㎡当たり2人とする。</p> <p>その他、市が県有施設を避難所に指定した場合には、県は当該施設の必要な整備に努める。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・避難所の面積基準の修正</p> <p>県計画の記述に合わせて修正</p> <p>県計画の変更を含め具体的内容を記載</p>

ページ	新	旧	備考
40	<p><u>イ 機能の強化</u> 市は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。 <u>対策に当たっては、災害時要援護者、男女双方の視点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。</u></p> <p>a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備 b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備 d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立 e 飲料水の給水体制の整備 f 支援者等の駐車スペースの確保</p> <p><u>(3) 避難経路及び誘導體制</u> 市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、一時避難場所に通じる避難経路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。 また、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した災害時要援護者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>ア 災害時要援護者の実態把握 イ 避難経路の整備及び選定 ウ 避難場所の受入環境 エ 避難誘導責任者及び援助者の選定 さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要がある。</p>	<p><u>(3) 避難所の機能の強化</u> 市は、避難所の機能の強化を図るため、必要に応じ、換気、照明、テレビ、ラジオ等の設備・機器の整備や避難生活に必要な毛布等の物資の備蓄等を行う。</p>	

ページ	新	旧	備考
40	<p>(4) 避難所の管理運営 市は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。</p> <p>(5) 避難所生活上必要となる基本的事項 ア 情報の提供 避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。 なお、災害時要援護者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。</p>	<p>(4) 避難所の周知 避難所については、市ホームページ、市報などを通じて市民への周知を図る。</p>	
41	<p>イ 飲料水、食料、生活物資の供給 水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。</p> <p>ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分） 負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。</p> <p>エ プライバシーの確保 長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。</p> <p>オ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応 市が策定した災害時要援護者避難支援プランに基づき、平常時から地域内の災害時要援護者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する必要がある。</p>		

ページ	新	旧	備考
41	<p>カ 在宅等被災者に配慮した対応 <u>自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。</u></p> <p>キ 居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(6) 市外からの避難者の受入体制 <u>原子力災害などにより、市外から避難者を受け入れるため、学校や公民館等の公共的施設を対象に、施設の管理者から同意を得て、あらかじめ避難所を指定しておくものとする。</u> <u>なお、指定した避難所や避難方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>第2項 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画 (略)</p> <p>削除</p>	<p>第2項 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画 (略)</p> <p>第3項 避難経路及び誘導體制 <u>市は、災害時要援護者に対する避難誘導を適切に実施するため、住民、自主防災組織等との連携強化に努める。</u></p>	<p>市外からの受入体制について追加</p> <p>第1項へ転記</p>
42	<p>第5節 災害時要援護者対策の強化</p> <p>第1項 地域における災害時要援護者の支援体制づくり (1) 地域安心システムの整備 平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害及び地震災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。</p> <p>【地域安心システムのイメージ】 (略)</p>	<p>第5節 災害時要援護者対策の強化</p> <p>第1項 地域における災害時要援護者の支援体制づくり (1) 地域安心システムの整備 平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。</p> <p>【地域安心システムのイメージ】 (略)</p>	<p>県からの指摘事項 ・地震災害を追加</p>

ページ	新	旧	備考
42	<p>(2) 災害時要援護者の把握と支援体制の整備</p> <p>① 災害時要援護者の日常的把握 市は、県、行政区、自主防災組織等の活動を通じ、災害時要援護者の状況を把握し、その台帳を作成する。 また、台帳作成後もその内容などを、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 災害時要援護者への災害情報伝達体制の整備 市は、災害時に、災害時要援護者の避難を迅速に行うため、災害情報の伝達体制の整備に努める。</p>	<p>(2) 災害時要援護者の把握と支援体制の整備</p> <p>① 災害時要援護者の日常的把握 市は、県、行政区、自主防災組織等の活動を通じ、災害時要援護者の状況を把握し、その台帳を作成するなどその実態把握に努める。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・台帳の更新を明記</p> <p>県からの指摘事項 ・整備内容の追加</p>
43	<p>第2項 社会福祉施設、病院等における災害時要援護者対策</p> <p>(1) 災害に対する安全性の確保 社会福祉施設、病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するとともに、災害に対する安全性の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 組織体制の整備 (略)</p> <p>(3) 地域との連携 (略)</p> <p>(4) 緊急保護体制の整備 (略)</p>	<p>第2項 社会福祉施設、病院等における災害時要援護者対策</p> <p>(1) 組織体制の整備 (略)</p> <p>(2) 地域との連携 (略)</p> <p>(3) 緊急保護体制の整備 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う追加 ・防災基本計画の反映</p>
45	<p>第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>市は、災害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から、食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。 また、市及び県は、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。</p>	<p>第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</p> <p>市は、災害時における住民生活を確保し、応急対策活動等を円滑に行うために、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料等の調達体制の整備に努める。 なお、備蓄については、避難所の位置を勘案して備蓄倉庫等に配置する。 また、市民に対し、家庭での備蓄等に関する啓発を随時行う。</p>	<p>県計画にあわせて表現方法を修正</p>

ページ	新	旧	備考
45	<p>1 確保の役割分担</p> <p>(1) 住民等 <u>家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。</u> <u>また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。</u></p> <p>(2) 市 <u>市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。</u></p> <p>(3) 県 <u>県は、市町への支援を目的として、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を行う。</u></p> <p>2 備蓄方法等 <u>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。</u></p> <p>3 食料・飲料水</p> <p>(1) 食料の確保 <u>食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。</u> <u>市及び県は、パン、おにぎり等食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。</u> <u>また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。</u></p>		<p>備考</p> <p>県計画にあわせて具体的内容を記載</p>

ページ	新	旧	備考
46	<p>(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等 <u>市、水道事業者及び県等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)</u> <u>市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。</u> <u>また、市、水道事業者及び県等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。</u></p> <p>【資料編】 ○業者等との協定状況</p> <p>4 生活必需品 <u>市及び県は、災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。</u> <u>また、関係団体や民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量(流通在庫、製造能力など)の把握に努める。</u></p> <p>5 医薬品 <u>市は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。</u></p>	<p>≪業者等との協定状況≫ (略)</p>	<p>業者等との協定状況を資料編に転記</p>
50	<p>第4編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災配備体制</p> <p>第2節 災害対策連絡室</p> <p>第1項 設置基準</p> <p>(略)</p>	<p>第4編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災配備体制</p> <p>第2節 災害対策連絡室</p> <p>第1項 設置基準</p> <p>(略)</p>	

ページ	新	旧	備考
50	<p>【気象災害の場合】 ○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水の各警報が発表された場合 ※自動設置 ○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく強風、大雨又は洪水の各注意報が発表された場合で、市長が必要と認めたとき ○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく大雪、暴風雪又は高潮の各警報が発表された場合 ※自動設置</p> <p>【地震の場合】 (略)</p> <p>【津波の場合】 ○市内に、津波警報(津波)が発表された場合 ※自動設置</p> <p>【林野、大規模火災の場合】 (略)</p> <p>【原子力災害の場合】 ○敷地境で放射線量5ミリシーベルト毎時を観測した場合など特定事象発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する佐賀県知事の通報を受けた場合</p>	<p>【気象災害の場合】 ○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水の各警報が発表された場合 ※自動設置 ○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく強風、大雨又は洪水の各注意報が発表された場合で、市長が必要と認めたとき ○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく大雪、暴風雪又は高潮の各警報が発表された場合で、市長が必要と認めたとき</p> <p>【地震の場合】 (略)</p> <p>【津波の場合】 ○市内に、津波警報が発表された場合 ※自動設置</p> <p>【林野、大規模火災の場合】 (略)</p>	<p>県からの指摘事項 ・自動設置の記載追加</p> <p>県からの指摘事項 ・警報の種類を明確に表記</p> <p>原子力災害に関する事項を追加</p>
51	<p>第2項 所掌事務 【連絡室】 ○災害に関する情報収集 ○被害状況の把握 ○各課及び消防団との連絡調整 ○防災関係機関等との相互連絡及び調整 ○原子力災害の場合、緊急時モニタリングポストの所定の場所への設置及び起動</p> <p>第3項 配備構成及び配備要員 (略)</p> <p>第4項 設置場所 (略)</p> <p>第5項 廃止基準 (略)</p>	<p>第2項 所掌事務 【連絡室】 ○災害に関する情報収集 ○被害状況の把握 ○各課との連絡調整 ○防災関係機関等との相互連絡及び調整</p> <p>第3項 配備構成及び配備要員 (略)</p> <p>第4項 設置場所 (略)</p> <p>第5項 廃止基準 (略)</p>	<p>消防団との連絡調整と原子力災害時の対応を追加</p>

ページ	新	旧	備考
52	<p>第3節 災害対策本部</p> <p>第2項 設置基準 (略)</p> <p>【共通】 (略)</p> <p>【風水害の場合】 ○次の河川において、はん濫注意水位を越え、引き続き水位が上昇するおそれがある場合（塩田川、中川、鹿島川、石木津川：水位観測所設置河川） ○市内が台風の暴風域に入った場合、又は暴風域に入るおそれがある場合 ○市内に土砂災害警戒情報がでた場合</p> <p>【気象災害の場合】 (略)</p> <p>【地震の場合】 (略)</p> <p>【津波の場合】 (略)</p> <p>【林野、大規模火災の場合】 (略)</p>	<p>第3節 災害対策本部</p> <p>第2項 設置基準 (略)</p> <p>【共通】 (略)</p> <p>【風水害の場合】 ○次の河川において、はん濫注意水位を越え、引き続き水位が上昇するおそれがある場合（塩田川、中川、鹿島川、石木津川：水位観測所設置河川） ○市内が台風の暴風域に入った場合、又は暴風域に入るおそれがある場合○市内に土砂警戒情報がでた場合</p> <p>【気象災害の場合】 (略)</p> <p>【地震の場合】 (略)</p> <p>【津波の場合】 (略)</p> <p>【林野、大規模火災の場合】 (略)</p>	<p>県からの指摘事項 ・文言修正</p>
53	<p>【鉄道、航空災害の場合】 (略)</p> <p>【原子力災害の場合】 ○原子力災害対策特別措置法第15条第3項に規定する内閣総理大臣から避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示が佐賀県知事にあった場合</p>	<p>【鉄道、航空災害の場合】 (略)</p>	<p>原子力災害に関する事項を追加</p>
58	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係情報の収集、伝達系統 (略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係情報の収集、伝達系統 (略)</p>	

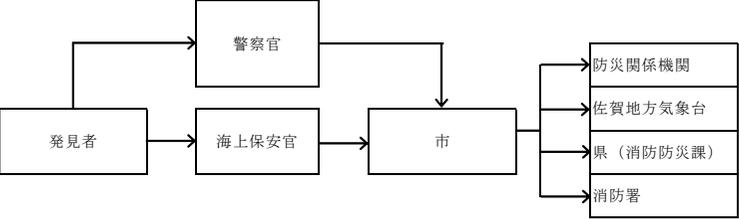
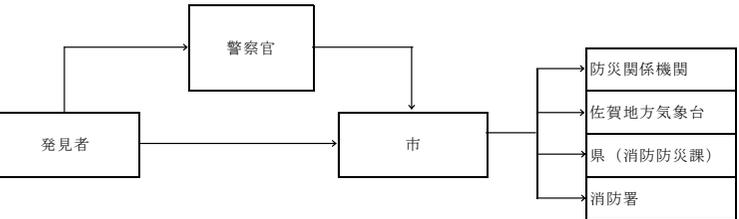
ページ	新	旧	備考
58 59	<p>第1項 気象、地震及び津波に関する情報の種類、内容等</p> <p>(1) 気象関係 (略)</p> <p>(2) 水防関係</p> <p>① 水防警報 (略)</p> <p>② 水防情報 (略)</p> <p>③ 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>④ 土砂災害緊急情報 大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期について発表する情報</p> <p>⑤ ダム情報 (略)</p>	<p>第1項 気象、地震及び津波に関する情報の種類、内容等</p> <p>(1) 気象関係 (略)</p> <p>(2) 水防関係</p> <p>① 水防警報 (略)</p> <p>② 水防情報 (略)</p> <p>③ 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>④ ダム情報 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法の改正に伴い定められた「土砂災害緊急情報」に関する記載を追加

ページ	新	旧	備考																																												
60	<p>(3) 地震に関する情報の種類、内容等</p> <p>(略)</p> <p>《地震の震度階級関連解説表抄（一部）》</p> <table border="1" data-bbox="257 336 1014 772"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人の体感・行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>人は揺れを感じないが、地震計には記録される。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>立っていることが困難になる。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>《地震に関する情報の種類》 (略)</p>	震度階級	人の体感・行動	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	6弱	立っていることが困難になる。	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	<p>(3) 地震に関する情報の種類、内容等</p> <p>(略)</p> <p>《地震の震度階級関連解説表抄（一部）》</p> <table border="1" data-bbox="1059 336 1816 719"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人間の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>人は揺れを感じない</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>立っていることが困難になる。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>立っていることができず、はわないと動くことができない。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>《地震に関する情報の種類》 (略)</p>	震度階級	人間の場合	0	人は揺れを感じない	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	6弱	立っていることが困難になる。	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	<p>県からの指摘事項 ・内容の修正</p>
震度階級	人の体感・行動																																														
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。																																														
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。																																														
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。																																														
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。																																														
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。																																														
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。																																														
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。																																														
6弱	立っていることが困難になる。																																														
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。																																														
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。																																														
震度階級	人間の場合																																														
0	人は揺れを感じない																																														
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。																																														
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。																																														
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。																																														
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。																																														
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。																																														
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。																																														
6弱	立っていることが困難になる。																																														
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。																																														
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。																																														
61	<p>(4) 津波に関する警報、注意報の種類とその内容</p> <p>(略)</p> <p>第2項 警報、情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象関係の情報の伝達経路 ○水防関係の情報の伝達経路 ○地震に関する情報の伝達経路 ○火災に関する情報の伝達経路 	<p>(4) 津波に関する警報、注意報の種類とその内容</p> <p>(略)</p> <p>第2項 警報、情報の伝達系統</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象関係の情報の伝達経路 (略) (2) 水防関係の情報の伝達経路 (略) (3) 地震に関する情報伝達経路 (略) (4) 火災に関する情報の伝達経路 (略) 	<p>伝達経路図を資料編 に転記</p>																																												

ページ	新	旧	備考
62	<p>第2節 災害情報の収集、連絡及び報告</p> <p>第1項 収集する災害情報の種類</p> <p>(略)</p> <p>【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）</p> <p>(略)</p> <p>【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）</p> <p>① 人的被害（<u>行方不明者の数を含む。</u>）</p> <p>② 住家被害</p> <p>③ ライフライン被害</p> <p>④ 公共施設被害</p> <p>⑤ 農林水産、商工被害 等</p> <p>【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害情報の収集、連絡及び報告</p> <p>第1項 収集する災害情報の種類</p> <p>(略)</p> <p>【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）</p> <p>(略)</p> <p>【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）</p> <p>① 人的被害</p> <p>② 住家被害</p> <p>③ ライフライン被害</p> <p>④ 公共施設被害</p> <p>⑤ 農林水産、商工被害 等</p> <p>【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）</p> <p>(略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の反映</p>
63	<p>第2項 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>第3項 被害状況等の報告</p> <p>(略)</p> <p>1 報告責任者</p> <p>(略)</p>	<p>第2項 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>第3項 被害状況等の報告</p> <p>(略)</p> <p>1 報告責任者</p> <p>(略)</p>	

ページ	新	旧	備考																								
63	<p>2 報告の要領 (1) 報告の種類等</p> <table border="1" data-bbox="264 236 1025 746"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>報告する情報</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害概況即報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急災害情報 (1) 画像情報 (2) 主要緊急被害情報 <ul style="list-style-type: none"> ① ライフライン被害の範囲 ② 医療機関へ来ている負傷者の状況 ③ 119番通報が殺到する状況等 </td> <td>災害の覚知後直ちに</td> </tr> <tr> <td>被害状況即報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 </td> <td>逐次</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 </td> <td>応急対策を終了した後 20日以内</td> </tr> </tbody> </table>	種類	報告する情報	時期	被害概況即報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害情報 (1) 画像情報 (2) 主要緊急被害情報 <ul style="list-style-type: none"> ① ライフライン被害の範囲 ② 医療機関へ来ている負傷者の状況 ③ 119番通報が殺到する状況等 	災害の覚知後直ちに	被害状況即報	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	逐次	災害確定報告	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	応急対策を終了した後 20日以内	<p>2 報告の要領 (1) 報告の種類等</p> <table border="1" data-bbox="1066 236 1816 839"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>報告する情報</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害概況即報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急災害情報 (1) 震度情報ネットワークシステムの情報 (2) 画像情報 (3) 主要緊急被害情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 概括的被害情報（人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害等の発生状況等） ② ライフライン被害の範囲 ③ 医療機関へ来ている負傷者の状況 ④ 119番通報が殺到する状況等 </td> <td>災害の覚知後直ちに 〔特に、震度4以上の地震が発生した場合には、30分以内に 応急対策の状況を含めて、報告する。〕</td> </tr> <tr> <td>被害状況即報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 </td> <td>逐次</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 </td> <td>応急対策を終了した後 20日以内</td> </tr> </tbody> </table>	種類	報告する情報	時期	災害概況即報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害情報 (1) 震度情報ネットワークシステムの情報 (2) 画像情報 (3) 主要緊急被害情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 概括的被害情報（人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害等の発生状況等） ② ライフライン被害の範囲 ③ 医療機関へ来ている負傷者の状況 ④ 119番通報が殺到する状況等 	災害の覚知後直ちに 〔特に、震度4以上の地震が発生した場合には、30分以内に 応急対策の状況を含めて、報告する。〕	被害状況即報	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	逐次	災害確定報告	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	応急対策を終了した後 20日以内	<p>県計画にあわせ種類を整理修正</p>
種類	報告する情報	時期																									
被害概況即報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害情報 (1) 画像情報 (2) 主要緊急被害情報 <ul style="list-style-type: none"> ① ライフライン被害の範囲 ② 医療機関へ来ている負傷者の状況 ③ 119番通報が殺到する状況等 	災害の覚知後直ちに																									
被害状況即報	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	逐次																									
災害確定報告	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	応急対策を終了した後 20日以内																									
種類	報告する情報	時期																									
災害概況即報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害情報 (1) 震度情報ネットワークシステムの情報 (2) 画像情報 (3) 主要緊急被害情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 概括的被害情報（人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害等の発生状況等） ② ライフライン被害の範囲 ③ 医療機関へ来ている負傷者の状況 ④ 119番通報が殺到する状況等 	災害の覚知後直ちに 〔特に、震度4以上の地震が発生した場合には、30分以内に 応急対策の状況を含めて、報告する。〕																									
被害状況即報	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	逐次																									
災害確定報告	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 対策本部の設置、活動状況 	応急対策を終了した後 20日以内																									
64	<p>(2) 報告を必要とする災害の基準 (略)</p> <p>(3) 報告の要領</p> <p>① 被害概況即報</p> <p>初期的なもので、被害の有無又は程度の概況についての報告とし、正確性よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、市は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔統括対策部〕）に報告する。</p> <p>ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。</p> <p>また、消防署への通報等が殺到した場合、市は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。</p>	<p>(2) 報告を必要とする災害の基準 (略)</p> <p>(3) 報告の要領</p> <p>① 災害概況即報</p> <p>初期的な報告で、全般的な被害状況（被害の有無及び程度）について、正確度よりも迅速度を旨とし、一斉指令システムの災害報告機能によるもの及び県災害対策運営要領に基づく様式によるものとする。市は、災害覚知後直ちに、県（消防防災課〔統括対策部総括班〕）に報告する。</p> <p>なお、震度4以上の地震が発生した場合には、地震発生後30分以内に、把握できた範囲内の被害状況等を県に報告する。</p> <p>ただし、当該区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無は問わない）又は、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。</p> <p>また、災害発生により住民等から消防署への通報等が殺到した場合、市は、その状況を県、消防庁に対し報告する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映 <p>県計画にあわせ全体的に修正</p>																								

ページ	新	旧	備考
65	<p>② 被害状況即報 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、<u>県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）</u>を経て、<u>県（消防防災課〔統括対策部〕）</u>に報告する。 ただし、<u>県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）</u>に報告できない場合は、<u>直接県（消防防災課〔統括対策部〕）</u>に報告するものとする。 また、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。 特に、<u>行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。</u> 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を統括本部（統括対策部）に報告する。</p> <p>③ 災害確定報告 被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に報告する。報告の経路は、②のとおりとする。</p> <p>【資料編】 ○防災関係機関連絡先</p>	<p>② 被害状況即報 被害状況の判明次第、逐次行う報告で、一斉指令システム<u>の</u>災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、<u>県（消防防災課〔統括対策部総括班〕）</u>に報告する。 ただし、<u>通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。</u> 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を統括本部（統括対策部）に報告する。</p> <p>③ 災害確定報告 被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に報告する。報告の経路は、②のとおりとする。</p> <p>《連絡窓口》 ・消防庁 （略） ・県 （略）</p>	<p>番号等の変更を行い資料編の防災関係機関連絡先へ転記</p>

ページ	新	旧	備考
65	<p>第4項 異常現象発見時の通報 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。</p> <p>1 通報系統図</p>  <p>2 通報を要する異常現象 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭、群発地震、噴火現象、異常潮位、異常波浪等</p> <p>3 通報項目 (略)</p>	<p>第4項 異常現象発見時の通報 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。</p> <p>1 通報系統図</p>  <p>2 通報を要する異常現象 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭、群発地震、噴火現象等</p> <p>3 通報項目 (略)</p>	<p>県からの指摘事項 ・海上保安官の追加</p> <p>県からの指摘事項 ・異常現象の種類を追加</p>
70	<p>第5節 自衛隊災害派遣要請計画 市は、災害が発生し、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動要請を要求する。</p>	<p>第5節 自衛隊災害派遣要請計画 市は、災害が発生し、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、災害対策基本法第68条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動要請を要求する。</p>	<p>県からの指摘事項 ・条数の修正</p>

ページ	新	旧	備考
70	<p>第1項 災害派遣要請の手続</p> <p>市長は、市の地域内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。<u>この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を要請先に通知することができる。</u></p> <p>ただし、この要請は、総務部（総務課）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。</p> <p>また、市長は、通信の途絶等により<u>知事に対して自衛隊の災害派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況等を自衛隊に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）</u>これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。</p> <p>(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考になるべき事項</p> <p>【資料編】 ○自衛隊の災害派遣要請のフロー図 ○自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧</p>	<p>市長は、市の地域内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。</p> <p>ただし、この要請は、総務部（総務課）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。</p> <p>また、市長は、通信の途絶等により<u>この要求が知事に対してできない場合には、その旨及び災害の状況等を自衛隊に通知することができる。この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) その他参考になるべき事項</p> <p>【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】 (略)</p> <p>《自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧》 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・災害対策基本法第68条の2第1項の改正に伴う追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・災害対策基本法第68条の2第1項の改正に伴うフロー図の修正</p> <p>県からの指摘事項 ・電話番号等の修正</p> <p>資料編へ転記</p>
70	<p>第2項 派遣部隊の受入体制 (略)</p> <p>第3項 撤収手続 (略)</p>	<p>第2項 派遣部隊の受入体制 (略)</p> <p>第3項 撤収手続 (略)</p>	

ページ	新	旧	備考
73	第6節 応援協力体制 (略)	第6節 応援協力体制 (略)	
74	第1項 相互協力体制 1 県又は指定地方行政機関等への要請 市は、 <u>県又は指定地方行政機関等</u> に対し応援の要請又は職員の派遣要請を行う。 ただし、緊急時には自衛隊派遣要請と同様、電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。 なお、消防・救助・救急活動の応急措置等については、必要に応じて県を通じて応援要請を行う。 2 他市町及び防災関係機関への要請 (略) 3 自主防災組織との協力 自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）は、市との協力体制のもと、下記の項目等について円滑な防災活動を行う。 ①避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力 ②被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力 ③被災地域内の社会秩序維持への協力 ④ <u>初期消火（消火器やバケツリレー等での消火）活動への協力</u> ⑤ <u>その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力</u>	第1項 相互協力体制 1 県への要請 市は、県に対し応援の要請又は職員の派遣要請を行う。 ただし、緊急時には自衛隊派遣要請と同様、電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。 なお、消防・救助・救急活動の応急措置等については、必要に応じて県を通じて応援要請を行う。 2 他市町及び防災関係機関への要請 (略) 3 自主防災組織との協力 自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）は、市との協力体制のもと、下記の項目等について円滑な防災活動を行う。 ①避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力 ②被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力 ③被災地域内の社会秩序維持への協力 ④ <u>その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力</u>	県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映 県からの指摘事項 ・初期消火活動の追加
75	4 民間団体の協力 (略) 第3項 応援協定 1 消防相互応援協定 (略)	4 民間団体の協力 (略) 第3項 応援協定 1 消防相互応援協定 (略)	
76	2 災害時相互応援協定 市は、 <u>県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進し、これにより応援を求め、また、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。</u>	2 災害時相互応援協定 市は、 <u>あらかじめ隣接市町と災害時相互応援協定を締結し、これにより応援を求め、</u>	協定締結を推進するのは隣接市町をは限らないため修正

ページ	新	旧	備考
76	<p>第4項 <u>受援計画</u> 市は、<u>他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、次のとおり受援体制を準備する。</u></p> <p>1 連絡窓口 (略)</p> <p>2 作業計画 (1) <u>応援を求める作業について、次の事項を踏まえ、速やかに計画を立てる。</u> ① <u>地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法</u> ② <u>参集場所・活動拠点等に関する情報</u> ③ <u>活動地域等に関する連絡調整方法</u> ④ <u>応援に必要な情報の収集・提供方法</u> (2) <u>応援に必要な資機材を確保する。</u></p> <p>3 受け入れ場所 (略)</p>	<p>第4項 <u>応援者の受入措置</u> <u>応援者の派遣が確定したときには、次のとおり応援者の受け入れ体制を準備する。</u></p> <p>1 連絡窓口 (略)</p> <p>2 作業計画 (1) <u>応援を求める作業について、速やかに計画を立てる。</u> (2) <u>必要な資機材を確保する。</u></p> <p>3 受け入れ場所 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・地域防災計画における地震・津波対策の充実に関する検討会報告書の反映</p>
79	<p>第8節 <u>救助活動計画</u></p> <p>第1項 市及び消防機関の救助活動 (1) 救助活動 (略)</p> <p>(2) <u>応援要請</u> ① <u>消防機関は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。</u> ② <u>市は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。</u> ③ <u>市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。</u> ④ <u>市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</u></p>	<p>第8節 <u>救助活動計画</u></p> <p>第1項 市及び消防機関の救助活動 (1) 救助活動 (略)</p> <p>(2) <u>搬送手段の確保</u> <u>消防署は、傷病者を救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、市、県に対し、車両の調達を要請する。</u> <u>また、市は、災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県等に対しヘリコプターの出動を要請する。</u></p>	<p>県計画にあわせ応援要請について修正</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p>

ページ	新	旧	備考
79	<p>(3) <u>拠点等の確保</u> 市は、<u>警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。</u></p> <p>第2項 自主防災組織等の救助活動 (略)</p> <p><u>【資料編】</u> <u>○救助体制図</u></p>	<p>(3) <u>応援要請</u> 市は、市及び消防機関等が行う救助活動等において、必要に応じて下記の防災関係機関へ応援要請を行う。</p> <p>① <u>県内の他の消防機関：「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定める応援要請</u></p> <p>② <u>県：緊急消防援助隊の出動要請、自衛隊の災害派遣要請の要求</u></p> <p>③ <u>県内の他市町：救助に要する要員及び資機材について応援要請</u></p> <p>第2項 自主防災組織等の救助活動 (略)</p> <p><u>【救助体制】</u> (略)</p>	<p>救助体制図を資料編に転記</p>
80	<p>第9節 医療活動計画 災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、<u>災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び鹿島藤津地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、「佐賀県災害時医療救護マニュアル」を基本とする。</u> また、市は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。</p> <p>第1項 医療活動 1 民間医療機関における医療活動の確保 (略)</p> <p>2 救護所の設置、運営 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 運営 市は、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸業者等から調達する。 また、原子力災害時に県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。</p>	<p>第9節 医療活動計画 災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、国、日本赤十字社佐賀県支部、鹿島藤津地区医師会等は相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。 また、市は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。</p> <p>第1項 医療活動 1 民間医療機関における医療活動の確保 (略)</p> <p>2 救護所の設置、運営 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 運営 市は、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸業者等から調達する。</p>	<p>県計画にあわせ連携機関を追加修正</p> <p>県の汚染検査等の緊急被ばく医療への協力を追加</p>

ページ	新	旧	備考
80	<p>3 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣 災害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関の医療救護班があらかじめ設置している次の医療救護班が、救護所等において実施する。</p> <p>【資料編】 ○医療救護体制図</p> <p>① 市医療救護班 ② 県医療救護班 ③ 佐賀県医師会医療救護班 ④ 災害拠点病院医療救護班</p> <p>⑤ 独立行政法人国立病院機構医療救護班 ⑥ 国の医療救護班 ⑦ 日赤医療救護班 ⑧ 赤十字現地医療班</p> <p>市は、災害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当らせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>3 医療救護班の編成、派遣</p> <p>【医療救護体制】（略）</p> <p>災害時の傷病者の医療活動については、医療機関が行うか、又は各機関の医療救護班（医師1名、保健師又は看護師2名、事務職員及び運転手各1名の計5名で構成）が、救護所において実施する。</p> <p>なお、市は、救護所に派遣した医療救護班で十分に対処できないと認める場合は、県に対し傷病者の人数等に応じた各医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>① 市医療救護班 ② 県医療救護班 ③ 佐賀県医師会医療救護班 ④ 災害拠点病院医療救護班 ⑤ 国立大学法人佐賀大学医療救護班 ⑥ 独立行政法人国立病院機構医療救護班 ⑦ 国の医療救護班 ⑧ 日赤医療救護班 ⑨ 赤十字現地医療班</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・災害派遣医療チーム（DMAT）を追加 医療救護体制図を資料編に転記</p>
81	<p>4 人工透析対策 市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して、患者等に的確な情報を提供し、人工透析受療の確保に努める。 市は、地域の患者への速やかな医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。また、県、市町及び各透析医療機関は、社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。</p> <p>5 被災者の心のケア （略）</p> <p>第2項 医療品、医療資機材の調達 （略）</p>	<p>4 人工透析対策 市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して、患者等に的確な情報を提供し、人工透析受療の確保に努める。</p> <p>5 被災者の心のケア （略）</p> <p>第2項 医療品、医療資機材の調達 （略）</p>	<p>県からの指摘事項 ・医務課から文言の追加要請</p>

ページ	新	旧	備考
82	<p>第3項 医療施設の応急復旧 市内の医療機関は、災害時には、<u>速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。</u> <u>また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。</u> <u>市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。</u></p> <p>第4項 医療ボランティアへの対応 (略)</p> <p>【資料編】 ○ボランティアの受け入れ体制</p>	<p>第3項 医療施設の応急復旧 市内の医療機関は、災害時には<u>速やかに建物・医療設備等の損壊状況について調査するとともに、市と連携して、医療施設に係る電気、電話、水道等のライフライン事業者へ被害の応急復旧を要請する。</u></p> <p>第4項 医療ボランティアへの対応 (略)</p> <p>《ボランティアの受け入れ体制》 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p> <p>ボランティアの受け入れ体制を資料編に転記</p>
84	<p>第1 1 節 避難計画 (略)</p> <p>第1項 避難準備(要援護者避難)・<u>避難勧告・避難指示、警戒区域</u></p> <p>1 避難準備(要援護者避難)情報・<u>避難勧告・避難指示の種類</u> <u>避難準備(要援護者避難)情報・勧告・指示を発令する者は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」「津波避難計画」に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。</u> (1) 避難準備(要援護者避難)情報 (略) (2) 避難勧告 (略)</p> <p>85 (3) 避難指示 (略)</p> <p>2 警戒区域の設定 (略)</p>	<p>第1 1 節 避難計画 (略)</p> <p>第1項 避難準備(要援護者避難)・<u>勧告・指示、警戒区域の設定</u></p> <p>1 避難準備(要援護者避難)情報・勧告・指示の種類 <u>避難準備(要援護者避難)情報・勧告・指示を実施する者は、状況に応じ、次により迅速かつ的確に行う。</u> (1) 避難準備(要援護者避難)情報 (略) (2) 避難勧告 (略)</p> <p>(3) 避難指示 (略)</p> <p>2 警戒区域の設定 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル等についての記述を追加</p>

ページ	新	旧	備考
86	<p>第2項 避難誘導等</p> <p>1 避難情報等の伝達 避難準備（要援護者避難）情報・<u>避難勧告・避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合は、地域の居住者、滞在者その他の者に次の内容を明示して行う。</u></p> <p>（1）発令者 （2）避難対象地域 （3）避難準備（要援護者避難）情報・<u>避難勧告・避難指示、警戒区域の設定を発令する理由</u> （4）避難先及び避難経路 （5）避難時の留意事項等</p> <p>2 関係機関への連絡及び住民への伝達</p> <p>（1）関係機関への連絡 <u>避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示の発令、警戒区域の設定を行った者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、県警察、消防署、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。</u></p> <p>（2）住民への伝達 <u>避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・避難指示の発令、警戒区域の設定を行った者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。</u> <u>市民への伝達に当たっては、災害時要援護者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、行政区、民生委員等を活用する。</u> ア 市防災行政無線 イ 広報車、<u>消防団小型動力ポンプ積載車</u> ウ サイレン、警鐘 エ <u>テレビ、ラジオの放送</u> オ <u>携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）</u> カ <u>その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ、ツイッター等）</u></p>	<p>第2項 避難誘導等</p> <p>1 避難情報等の伝達 避難準備（要援護者避難）情報・<u>勧告・指示及び警戒区域の設定を行った場合は、地域の居住者、滞在者その他の者に次の内容を明示して行う。</u></p> <p>（1）発令者 （2）避難対象地域 （3）避難準備（要援護者避難）情報・<u>勧告・指示、警戒区域の設定を発令する理由</u> （4）避難先及び避難経路 （5）避難時の留意事項等</p> <p>2 関係機関への連絡及び住民への伝達</p> <p>（1）関係機関への連絡 <u>避難準備（要援護者避難）情報等の発令、警戒区域の設定を行った者は、関係機関（県、県警察及び自衛隊等）に対して、必要な事項、内容を相互に連絡する。</u></p> <p>（2）住民への伝達 <u>避難準備（要援護者避難）情報等の発令については、次の挙げ</u> <u>るあらゆる手段・方法を活用し、当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達する。</u> <u>市民への伝達に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、消防署、行政区、民生委員等を活用する。</u></p> <p>ア 市防災行政無線 イ 広報車 ウ サイレン、警鐘 エ <u>CATV、ラジオの放送</u> オ <u>その他実情に即した方法（口頭、FAX、インターネット等）</u></p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・文言の修正</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・発令内容を明示 ・連絡先に指定公共機関であり、報道機関であるNHKを追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・一時滞在者への配慮の追加 ・新たな情報手段として携帯電話等のメールやツイッターの追加</p> <p>伝達手段に消防団積載車を記載</p>

ページ	新	旧	備考
86	<p>3 避難誘導</p> <p><u>避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ確実に避難誘導を行う。</u></p> <p><u>市は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。</u></p> <p><u>避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先して行うとともに、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p><u>また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。</u></p>	<p>3 避難誘導</p> <p><u>避難勧告等による住民の避難誘導は、市、消防団及び自主防災組織で実施するものとするが、誘導に当たっては、災害の状況、被害の程度を的確に判断して、最も安全な避難所、経路を選択し、迅速に誘導を行う。</u></p> <p><u>また、災害時要援護者を優先的に誘導するとともに、逃げ遅れ等がないように近隣の住民同士声をかけて、できる限り集団で避難誘導する。</u></p>	<p>県計画にあわせた内容に修正</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・一時滞在者への配慮を追加</p>
87	<p>4 避難</p> <p>(1) 小規模な避難</p> <p><u>避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、勧告・指示等の内容に従い、逃げ遅れ等がないように、近所の住民同士、声をかけあって避難する。</u></p> <p><u>また、災害時要援護者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両、舟等を準備し援助する。</u></p> <p>(2) 大規模な避難</p> <p><u>被災地域が広範囲等の理由から大規模な避難が必要となり、市において対応できない場合、市は県に協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>要請を受けた県は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、市に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、市に対して避難先の指示を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。</u></p> <p>(3) 自主避難 (略)</p>	<p>4 避難</p> <p>(1) 小規模な避難</p> <p><u>避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。</u></p> <p><u>ただし、災害時要援護者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両、舟等を準備し援助する。</u></p> <p>(2) 大規模な避難</p> <p><u>市は、被災地が広域で大規模な避難が必要となる場合で、市において対応できない場合は、県に協力を要請するものとし、要請を受けた県は、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。</u></p> <p>(3) 自主避難 (略)</p>	<p>避難誘導に記載していた「逃げ遅れがないように声をかけあつての避難」を転記</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・大規模な避難の際の県の役割と県境を越える避難について追加</p>

ページ	新	旧	備考
87	<p>(4) 市外からの避難者受け入れ <u>原子力災害等により市外からの避難者については、当該避難元の市町村職員と十分連絡・調整を行い、あらかじめ指定した避難所の安全性を確保したうえで受け入れる。</u> <u>また、避難所の運営については、避難元の市町村職員の補助等、必要な協力を行う。</u></p> <p>第3項 主な施設における避難 (略)</p>		市外からの避難者受け入れについて追加
88	<p>第4項 避難所の設置・運営 1 避難所の設置 避難所の開設に当っては、マニュアル等を参考に、あらかじめ指定した避難所の安全性を確認するとともに、災害の状況等を配慮したうえ、施設管理者の同意を得て適切かつ速やかに開設する。また、必要があれば、指定した避難所以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。 さらに、避難所設置に当たっては、災害時要援護者に配慮して、<u>他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u> 避難所を開設した場合、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況を、速やかに県に報告する。 <u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>なお、災害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、次の事項を明らかにして県に対して支援を要請するものとする。</u> <u>要請を受けた県は、市町を越える避難が必要となった場合は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、市に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、市に対して避難先の指示を行うものとする。</u> (1) 避難希望地域 (2) 避難を要する人員 (3) 避難期間 (4) 輸送手段 (5) その他必要事項</p>	<p>第3項 主な施設における避難 (略)</p> <p>第4項 避難所の設置・運営 1 避難所の設置 避難所の開設に当っては、マニュアル等を参考に、あらかじめ指定した避難所の安全面を確認するとともに、災害の状況等を配慮したうえ、施設管理者の同意を得て適切かつ速やかに開設する。また、必要があれば、指定した避難所以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。 さらに、避難所設置に当たっては、災害時要援護者に配慮して、<u>被災地以外にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>また、避難所を開設した場合、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況を、直ちに県に報告する。</u></p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・県の役割と県境を越える避難について追加 ・防災基本計画の反映</p>

ページ	新	旧	備考
88	<p>2 避難所の運営</p> <p>市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>なお、市及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>避難所の運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の協力を得て、避難の長期化等必要に応じて、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等居住性に配慮するなど良好な生活環境の維持に努める。</p> <p>また、災害時要援護者が必要な場合は、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮する。その他、必要に応じて避難生活や健康の悩みなど相談への対応体制の整備等に努める。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映 ・生活不活発病や心のケア等への対策に関する記述を追加
89	<p>(1) 避難者情報の把握及び開示</p> <p>市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても把握するよう努める。</p> <p>(2) 生活環境の維持</p> <p>運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の協力を得て、必要に応じて避難所運営組織を設置し、良好な生活環境の維持に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。</p>		

ページ	新	旧	備考
89	<p>(3) 男女双方の視点等への配慮 <u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p>(4) 災害時要援護者への配慮 <u>災害時要援護者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。</u></p> <p>(5) 生活不活発病等の予防対策 <u>避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 避難の長期化対策 <u>避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。</u></p>		
90	<p>第12節 応急住宅対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 応急住宅対策計画</p> <p>(略)</p>	

ページ	新	旧	備考
90	<p>第1項 被災住宅の応急危険度判定等</p> <p>1 広報活動 市は、地震発生後、被災住宅が余震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、<u>県と連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。</u></p> <p>2 被災住宅の応急危険度判定 市は、技術職員により又は県であらかじめ養成し、登録している「建築物応急危険度判定士」の協力を得て、被災住宅の応急危険度判定を行い、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。</p> <p>第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等</p> <p>1 応急仮設住宅の建設 市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。 建設場所は、<u>建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。</u> 応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。 県は、<u>応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。</u> 建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。 応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、<u>地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要援護者に配慮する。</u></p>	<p>第1項 応急仮設住宅の建設</p> <p>市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、<u>応急仮設住宅を建設し避難者に提供する。</u> 建設場所は、二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により用地を確保する。 応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。 建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。 応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、災害時要援護者に配慮する。</p>	<p>県からの指摘事項 ・被災住宅の危険度判定は、市の業務として位置づけられているため追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 県からの指摘事項 ・県の記述を追加 ・建設候補地台帳に関する記述を追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映 ・応急住宅としての民間賃貸住宅の活用に関する記述を追加</p>

ページ	新	旧	備考
90	<p><u>2 応急仮設住宅の運営管理</u> <u>市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。</u> <u>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</u> <u>また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。</u></p>		
91	<p><u>3 民間賃貸住宅の活用</u> <u>県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。</u> <u>また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。</u></p> <p>第3項 被災住宅の応急修理 (略)</p> <p>第4項 公的住宅等の提供</p> <p>1 公的住宅の提供 (1) 公営住宅 <u>市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。</u> このための連絡・調整窓口として、県は、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。</p> (2) 職員宿舎 <u>県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。</u> <p>2 企業等の施設の供与 (略)</p>	<p>第2項 被災住宅の応急修理 (略)</p> <p>第3項 公営住宅等の提供</p> <p>1 公営住宅の提供 市及び県は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用し、避難者を入居させる。 このための連絡・調整窓口として、県は、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。</p> <p>2 企業等の施設の供与 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 県計画の変更に伴う修正 ・記載の修正 ・職員宿舎等の活用も考えらるため追加</p>

ページ	新	旧	備考
93	<p>第13節 交通及び輸送対策計画</p> <p>第2項 輸送対策</p> <p>1 緊急輸送の実施 各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。 <u>輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。</u></p> <p><u>(1) 人命の安全</u> <u>(2) 被害の拡大防止</u> <u>(3) 災害応急対策の円滑な実施</u></p> <p>2 輸送の対象 (略)</p> <p>3 輸送手段の確保 (略)</p> <p>(1) 車両 ア 市有車両の提供 <u>イ 市内バス・タクシー会社に対して民間車両の調達又は斡旋を要請</u> ウ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請 エ 自衛隊に対して応援を要請</p>	<p>第13節 交通及び輸送対策計画</p> <p>第2項 輸送対策</p> <p>1 緊急輸送の実施 各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。</p> <p>2 輸送の対象 (略)</p> <p>3 輸送手段の確保 (略)</p> <p>(1) 車両 ア 市有車両の提供 <u>イ (社)佐賀県トラック協会、(社)佐賀県バス・タクシー協会に対して民間車両の調達又は斡旋を要請(県バス・タクシー協会へは、九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請)</u> <u>ウ 九州運輸局佐賀陸運支局に対して車両の確保を要請(運送命令の措置も含む。)</u> エ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請 オ 自衛隊に対して応援を要請</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・市内での対応内容に変更</p>
94	<p>(2) 鉄道 (略)</p> <p>(3) 航空機(ヘリコプター) (略)</p> <p>4 緊急輸送の優先 (略)</p> <p>5 緊急通行車両の確認及び事前届出 (略)</p>	<p>(2) 鉄道 (略)</p> <p>(3) 航空機(ヘリコプター) (略)</p> <p>4 緊急輸送の優先 (略)</p> <p>5 緊急通行車両の確認及び事前届出 (略)</p>	

ページ	新	旧	備考
94	6 緊急輸送のための燃料の確保 緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。		県計画の変更に伴う追加 ・防災基本計画の反映
95	第1 4 節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1 項 食料の供給計画 1 調達、供給 市は、独自で食料の確保が困難となった被災者（自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者を含む。）に対し、特に災害時要援護者には配慮し食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。 2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し 災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。 3 炊出し、給与 (略) 第2 項 飲料水の供給計画 (略)	第1 4 節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1 項 食料の供給計画 1 調達、供給 市は、独自で食料の確保が困難となった被災者に対し、特に災害時要援護者には配慮し食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。 2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し 交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引き渡しについては、農林水産省の定める「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、次のとおり実施する。 (1) 市は、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、当該地域を管轄する佐賀県農政事務所地域課長に対して直接、引渡しの要請を行う。 (2) 市は、佐賀県農政事務所地域課長に対して連絡がとれないときは、政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。 3 炊出し、給与 (略) 第2 項 飲料水の供給計画 (略)	県計画の変更に伴う修正 ・在宅等被災者の記述を追加 県計画の変更に伴う修正 ・国からの調達手続きの変更による修正
96	第3 項 生活必需品等の供給計画 (略)	第3 項 生活必需品等の供給計画 (略)	

ページ	新	旧	備考																																				
96	<p>1 生活必需品等の品目</p> <table border="1" data-bbox="264 212 1032 651"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等</td> </tr> <tr> <td>衣 類</td> <td>洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td>炊事道具</td> <td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶碗、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>オムツ（大人用・子ども用）、生理用品。ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、<u>清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ</u>等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>マッチ、<u>カセットコンロ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）</u>等</td> </tr> <tr> <td>情報機器</td> <td><u>ラジオ、乾電池</u>等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 調達、供給 （略）</p> <p>3 調達した生活必需品等の集積場所 （略）</p>	品目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等	衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）	身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等	炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等	食 器	茶碗、皿、はし等	日 用 品	オムツ（大人用・子ども用）、生理用品。ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、 <u>清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ</u> 等	光熱材料	マッチ、 <u>カセットコンロ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）</u> 等	情報機器	<u>ラジオ、乾電池</u> 等	<p>1 生活必需品等の品目</p> <table border="1" data-bbox="1066 212 1816 520"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等</td> </tr> <tr> <td>外 衣</td> <td>洋服、作業衣、子供服等（布地支給は適当でない。）</td> </tr> <tr> <td>肌 着</td> <td>シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td>炊事道具</td> <td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶碗、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>マッチ、プロパンガス等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 調達、供給 （略）</p> <p>3 調達した生活必需品等の集積場所 （略）</p>	品目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等	外 衣	洋服、作業衣、子供服等（布地支給は適当でない。）	肌 着	シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）	身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等	炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等	食 器	茶碗、皿、はし等	日 用 品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー等	光熱材料	マッチ、プロパンガス等	<p>備考</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・生活必需品の品目を追加</p>
品目	内 容																																						
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等																																						
衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）																																						
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等																																						
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等																																						
食 器	茶碗、皿、はし等																																						
日 用 品	オムツ（大人用・子ども用）、生理用品。ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、 <u>清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ</u> 等																																						
光熱材料	マッチ、 <u>カセットコンロ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）</u> 等																																						
情報機器	<u>ラジオ、乾電池</u> 等																																						
品目	内 容																																						
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等																																						
外 衣	洋服、作業衣、子供服等（布地支給は適当でない。）																																						
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）																																						
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等																																						
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等																																						
食 器	茶碗、皿、はし等																																						
日 用 品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー等																																						
光熱材料	マッチ、プロパンガス等																																						
98	<p>第15節 広報、被災者相談計画 （略）</p> <p>第1項 住民への情報提供 1 災害広報の実施 市は、防災関係機関と緊密な連携をとり、<u>災害状況に関する情報や、生活関連情報等で被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用して提供する。</u> また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、報道機関の協力を得ながら、<u>正確な情報の提供を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネットポータル会社等の協力を求めて的確な情報を提供できるように努める。</u></p>	<p>第15節 広報、被災者相談計画 （略）</p> <p>第1項 住民への情報提供 1 災害広報の実施 市は、防災関係機関と緊密な連携をとり、<u>被害状況に関する情報や、生活関連情報等で被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用して提供する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。</u> また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、報道機関の協力を得て<u>正確な情報の提供を迅速に行う。</u></p>	<p>備考</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映 ・現状に即した内容に修正</p>																																				

ページ	新	旧	備考																					
98	<p>さらに、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。</p> <p>(1) 広報の内容及び方法 ア 広報内容 ① 気象等予警報及び気象情報 ・雨量、河川水位の状況 ・浸水、高潮、土砂災害の発生状況等 ・住民のとるべき措置 (周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等) ・避難の必要性の有無 ② 災害発生直後の広報 ・災害発生状況(人的、住家被害等) ・災害応急対策の状況(地域ごとの取組み状況等) ・道路交通状況(道路通行不能等の道路交通情報) ・公共交通機関の状況(鉄道・バス等の被害、運行状況) ・ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等) ・医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 ・安否情報の確認方法(関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内) ・二次災害等の見込み ③ 応急復旧活動 ・住民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等) ・食料・飲料水・生活必需品等の配給状況 ・その他生活に密着した情報 (地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物(し尿・ごみ)の処理方法、学校の臨時休業の情報等) ④ 外部からの支援の受入れ ・ボランティア情報(ニーズ把握、受入・派遣情報等) ・義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報</p>	<p>(1) 広報の内容及び方法 ア 広報内容</p> <table border="1" data-bbox="1066 555 1731 991"> <thead> <tr> <th>広報の種類</th> <th>内 容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象等予警報及び気象情報</td> <td>・雨量、河川水位の状況 ・浸水、土砂災害の発生状況等 ・避難の必要性の有無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生直後の広報</td> <td>・被害発生状況(人的、住家被害等) ・二次災害等の見込み ・道路交通状況 ・ライフラインの被災状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急復旧活動</td> <td>・住民の安否 ・食料品等の配給状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部からの支援の受入れ</td> <td>・ボランティア情報 ・義援金・救援物資の受入れ方法等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災者に対する広報</td> <td>・安否情報の提供 ・各所相談サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の必要事項</td> <td>・災害時伝言ダイヤルの登録、利用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	広報の種類	内 容	備考	気象等予警報及び気象情報	・雨量、河川水位の状況 ・浸水、土砂災害の発生状況等 ・避難の必要性の有無		災害発生直後の広報	・被害発生状況(人的、住家被害等) ・二次災害等の見込み ・道路交通状況 ・ライフラインの被災状況		応急復旧活動	・住民の安否 ・食料品等の配給状況		外部からの支援の受入れ	・ボランティア情報 ・義援金・救援物資の受入れ方法等		被災者に対する広報	・安否情報の提供 ・各所相談サービス		その他の必要事項	・災害時伝言ダイヤルの登録、利用		<p>県計画の変更に伴う修正 ・高潮の発生状況を追加</p> <p>県計画の内容にあわせた形式に変更</p>
広報の種類	内 容	備考																						
気象等予警報及び気象情報	・雨量、河川水位の状況 ・浸水、土砂災害の発生状況等 ・避難の必要性の有無																							
災害発生直後の広報	・被害発生状況(人的、住家被害等) ・二次災害等の見込み ・道路交通状況 ・ライフラインの被災状況																							
応急復旧活動	・住民の安否 ・食料品等の配給状況																							
外部からの支援の受入れ	・ボランティア情報 ・義援金・救援物資の受入れ方法等																							
被災者に対する広報	・安否情報の提供 ・各所相談サービス																							
その他の必要事項	・災害時伝言ダイヤルの登録、利用																							

ページ	新	旧	備考
99	<p>⑤ 被災者に対する広報 ・安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況安否情報の提供</p> <p>⑥ その他の必要事項 ・災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど</p> <p>イ 広報の方法 市は、保有する以下の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施するとともに、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県（消防防災課〔統括対策部総括班〕）に提供する。 また、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。</p> <p>① 市防災行政無線、CATV等による広報 ② 広報車による広報（消防団小型動力ポンプ積載車を含む） ③ ハンドマイクによる広報 ④ 広報誌、掲示板による広報 ⑤ インターネット（ホームページ、ツイッター等）による広報 ⑥ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、エリアメール等）による広報</p> <p>（2）報道機関に対する広報 市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。</p>	<p>イ 広報の方法 市は、保有する以下の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施するとともに、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県（消防防災課〔統括対策部総括班〕）に報告する。 また、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。</p> <p>① 市防災行政無線、CATV等による広報 ② 広報車による広報（消防広報車を含む） ③ ハンドマイクによる広報 ④ 広報誌、掲示板による広報 ⑤ インターネット（ホームページ）による広報</p> <p>（2）報道機関を通じた広報 市広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ県による報道機関調整を要請する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・広報手段を追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・記載の修正</p>
100	第2項 被災者相談 (略)	第2項 被災者相談 (略)	
102	第16節 文教対策計画 第3項 応急教育の実施 1～5 (略)	第16節 文教対策計画 第3項 応急教育の実施 1～5 (略)	
103	6 保健衛生の確保 学校等は、市、県と連携し、必要に応じ学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。 また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。	6 保健衛生の確保 学校等は、市、県と連携し、必要に応じ学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等を講じる。 また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。	県からの指摘事項 ・文言修正

ページ	新	旧	備考
104	<p>第17節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画</p> <p>第1項 被害状況等の把握・連絡 災害により公共施設等（道路、橋梁、河川、海岸、砂防施設等、治山施設等、農地農業用施設）に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、施設の管理者は、速やかに巡視、点検を実施し、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。 災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。</p>	<p>第17節 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1項 被害状況等の把握・連絡 災害により公共施設等（道路、橋梁、河川、海岸、砂防施設等、治山施設等、農地農業用施設）が被害を受けた場合は、施設の管理者は、速やかに巡視、点検を実施し、被害状況を把握するとともに、市、県等に対し、この結果を連絡する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p>
105	<p>第18節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画</p> <p>第1項 水道施設 水道事業者は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携をとりながら応急復旧に努める。 被害が甚大な場合は、<u>近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県</u>へ応援を要請する。 また、市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供する。</p> <p>第2項 下水道施設 (略)</p> <p>第3項 電力、電話 各施設の事業者は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき各施設に係る災害応急対策を実施する。 (1) 電力：九州電力株式会社 (2) 電話：西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、a uほか</p> <p>第4項 ガス施設 (略)</p> <p>第5項 鉄道施設 (略)</p>	<p>水道事業者は、被害状況を迅速に把握し、指定工事店と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、<u>県及び近隣水道事業者、水道用水供給事業者等</u>の応援を要請する。 また、市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供する。</p> <p>第2項 下水道施設 (略)</p> <p>第3項 電力、電話 各施設の事業者は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき各施設に係る災害応急対策を実施する。 (1) 電力：九州電力株式会社 (2) 電話：西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、a u、<u>ソフトバンク</u>ほか</p> <p>第4項 ガス施設 (略)</p> <p>第5項 鉄道施設 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・協定締結の促進のため記述追加 ・日本水道協会を追加</p> <p>県からの指摘事項 ・ソフトバンクは、指定公共機関ではないため削除</p>

ページ	新	旧	備考
109	<p>第20節 福祉サービスの提供計画 第4項 児童等対策 1 保護等 (略) 2 メンタルヘルス対策 県は、被災児童等の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスカケアを実施する。<u>また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。</u> 3 児童等の保護等のための情報伝達 (略)</p>	<p>第20節 福祉サービスの提供計画 第4項 児童等対策 1 保護等 (略) 2 メンタルヘルスの確保 県は、被災児童等の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスカケアを実施する。 3 児童等の保護等のための情報伝達 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・避難所の巡回訪問に関する記載を追加</p>
110	<p>第21節 ボランティアの活動対策計画 第1項 受入れ体制の整備 日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。 県・市災害ボランティアセンターは、速やかに市センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに、佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。 <u>市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。</u> 第2項 ニーズの把握、情報提供 現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者ニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。 市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。 さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。</p>	<p>第1項 受入れ体制の整備 市及び県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、<u>日本赤十字社佐賀県支部、鹿島市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。</u> 日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。 鹿島市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関は、速やかにボランティアの受入れ等のための体制を整備する。 第2項 ニーズの把握、情報提供 市は、鹿島市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関と連携し、市におけるボランティア活動の後方支援を行う災害救援ボランティア活動本部を設置し、必要な情報の収集・提供に努める。 また、災害救援ボランティアセンターを設置する鹿島市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。 さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・佐賀県民災害ボランティアセンター活動マニュアルの記載に合わせて修正 県計画の変更に伴う修正 ・佐賀県民災害ボランティアセンター活動マニュアルの記載に合わせて修正</p>

ページ	新	旧	備考
110	<p>《<u>現地本部及び県本部の業務（例示）</u>》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び被災状況の情報収集 2 ボランティアニーズの把握 3 ボランティアの受付、登録 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定） 5 ボランティアの派遣・撤収の指示 6 ボランティア活動の記録 7 <u>現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達</u> 8 関係機関との連絡調整 <p>第3項 支援 (略)</p>	<p>《<u>災害救援ボランティアセンターの業務</u>》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び被災状況の情報収集 2 ボランティアニーズの把握 3 ボランティアの受付、登録 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定） 5 ボランティアの派遣・撤収の指示 6 ボランティア活動の記録 7 <u>災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達</u> 8 関係機関との連絡調整 <p>第3項 支援 (略)</p>	
113	<p>第23節 義援物資、義援金対策計画</p> <p>第1項 義援物資 市は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。 <u>ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。</u></p> <p>《義援物資等受付窓口》鹿島市役所総務部調整室 《義援物資等集積場所》保健センター いきいきルーム</p> <p>1 受入の基本方針 <u>(1) 企業・団体等からの大口受け入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。</u> <u>(2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。</u> <u>(3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。</u> <u>(4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。</u></p>	<p>1 受付 市は、速やかに義援物資の受付に関する窓口と集積場所を開設する。<u>日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援物資の受付体制を整備する。</u></p> <p>《義援物資等受付窓口》 鹿島市役所総務部調整室 《義援物資等集積場所》 保健センター いきいきルーム</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・日本赤十字では義援物資の取り扱いを行わなくなったため削除 ・義援物資の受入方針やルールを明確化し記載</p>

ページ	新	旧	備考
113	<p>2 受入の広報</p> <p>市及び県は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。</p> <p>特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供を要請する。</p> <p>(1) 受付窓口</p> <p>(2) 受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト</p> <p>(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める。)</p> <p>(3) 送付先(集積場所)及び送付方法(梱包方法を含む。)</p> <p>(4) 個人からは、原則義援金として受付</p> <p>(5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと</p>	<p>2 情報提供</p> <p>市、県及び日本赤十字社佐賀県支部は、必要に応じ、被災地のニーズを的確に把握した上で、報道機関の協力を得て、次の事項について、相互に連携し、県内及び全国に情報提供を行う。</p> <p>(1) 受付窓口</p> <p>(2) 受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト(被災地のニーズに応じて逐次改める。)</p> <p>(3) 送付先(集積場所)の住所</p>	
114	<p>3 受入れ、仕分け、配分</p> <p>市は、被災者が置かれている環境にかんがみあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て義援物資を収集するとともに、当該義援物資を被災者に公平にいきわたるよう配慮して配分する。</p> <p>配分作業の効率化を図るため、義援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けした後、ここを拠点として被災者に配送する。</p> <p>ただし、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して義援物資の配送について支援を要請する。</p> <p>また、大規模な災害が発生すると、自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でもライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合があることに配慮し、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うものとする。</p> <p>削除</p>	<p>3 受入れ、仕分け、配分</p> <p>市は、集積場所において、必要に応じ書類を整備するなど、義援物資を円滑に受け入れ、適切に保管する。</p> <p>また、自ら直接受け入れた物資及び日本赤十字社佐賀県支部等から配分された物資を、被災者の状況に応じ、公平に行きわたるよう配慮して、被災者に対し配布する。</p> <p>【義援物資等受付体制】 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>・物資の配分は一元化し、義援物資に特化した受入・配送システムは削除</p>

ページ	新	旧	備考
114	<p>第2項 義援金</p> <p>1 受付け 市は、<u>必要に応じて、速やかに、義援金の受付に関する窓口を設ける。</u> 日本赤十字佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。 佐賀県共同募金会も同様に義援金の受付体制を整備する。</p> <p>2 受け入れ、保管、配分 市は、<u>寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。</u> 日本赤十字佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、<u>義援金を受け入れ、適切に保管する。</u> <u>県、日本赤十字佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。</u> <u>義援金配分委員会は義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定する。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目安に決定することとする。</u> 市は、自ら直接受け入れた義援金並びに日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。</p>	<p>1 受付け 市は、速やかに、義援金の受付に関する窓口を設ける。 日本赤十字佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。 佐賀県共同募金会も同様に義援金の受付体制を整備する。</p> <p>2 受け入れ、保管、配分 市は、<u>必要に応じて、書類を整備するなど、義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。</u> 日本赤十字佐賀県支部、佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、<u>義援金を受け入れ、保管し、配分して市に送金する。</u> 市は、自ら直接受け入れた義援金並びに日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・義援金配分委員会に関する記述の追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・義援金の1次配分の目標時期を明記</p>
116	<p>第24節 災害救助法の適用</p> <p>第3項 適用基準</p> <p>1 市における住家の被害が、60世帯に達したとき。 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市の被害世帯数が30世帯に達したとき。 注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼(壊)流失等の1/2世帯、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。</p>	<p>1 <u>市町村</u>における住家の被害が、60世帯に達したとき。 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市の被害世帯数が30世帯に達したとき。 注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼(壊)流失等の1/2世帯、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。</p>	<p>県からの指摘事項 ・文言の修正</p>

ページ	新	旧	備考
116	<p>3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。</p> <p>4 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。</p> <p>(1) 災害が隔離した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。</p>	<p>3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。</p> <p>4 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。</p> <p>(1) 災害が隔離した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。</p>	
118	<p>第25節 行方不明者等の搜索、<u>遺体</u>の処理、火葬 (略)</p> <p>第1項 搜索 (略)</p> <p>第2項 処理内容 (略)</p> <p>第3項 火葬 市は、<u>遺体</u>の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引き渡しに困難な場合など必要と認める場合は、<u>遺体</u>の火葬を行う。 市は、<u>火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。</u> 県は、市から要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、他の市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。 <u>また、県、市町及び広域圏事務組合は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。</u></p>	<p>第25節 行方不明者等の搜索、<u>死体</u>の処理、火葬 (略)</p> <p>第1項 搜索 (略)</p> <p>第2項 処理内容 (略)</p> <p>第3項 火葬 市は、<u>死体</u>の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引き渡しに困難な場合など必要と認める場合は、<u>死体又は遺体</u>の火葬を行う。 県は、市から要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、他の市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>他市町との相互応援に関する記述を追加</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・広域火葬計画に関する記述を追加</p>

ページ	新	旧	備考
121	<p>第26節 廃棄物の処理計画 (略)</p> <p>第1項 役割 1 市 (1) 事前に災害時の災害廃棄物処分計画を策定する。 ア 風水害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容 ① 被災地域の予測 ② 風水害廃棄物発生子測量 ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画 ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画 ⑤ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順 ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制 ⑦ 仮置場での破碎・分別体制 ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策 ⑨ 収集運搬車両とルート計画 ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい) ⑪ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)</p> <p>イ 地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容 ① がれき等の災害廃棄物発生量の推計 ② 仮置場の確保と配置計画・運営計画 ③ 仮設トイレ調達、設置、運営計画 ④ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順(特に最終処分先の確保) ⑤ 市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制 ⑥ 有害廃棄物対策(特にアスベスト) ⑦ 収集運搬車両とルート計画 ⑧ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい) ⑨ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)</p>	<p>第26節 廃棄物の処理計画 (略)</p> <p>第1項 役割 1 市 (1) 事前に災害時の一般廃棄物処分計画を策定する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・廃棄物処理に係る内容を全体的に詳しく記載 ・初期計画に盛り込む内容を国の「水害廃棄物対策指針」「震災廃棄物対策指針」を参考に記載</p>

ページ	新	旧	備考
121	<p>(2) <u>収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。</u></p> <p>(3) <u>処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。</u></p> <p>(4) <u>予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。</u></p> <p>(5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。</p> <p>(6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。</p>	<p>(2) <u>一般廃棄物を収集運搬及び処分する。</u></p> <p>(3) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。</p> <p>(4) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。</p> <p>(5) <u>収集運搬機材、一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握と損害箇所の修理を行う。</u></p>	
122	<p>2 住民、事業者</p> <p>(1) <u>災害廃棄物を適正に分別し、排出する。</u></p> <p>(2) <u>不必要に廃棄物を排出しない。</u></p> <p>第2項 し尿の処理</p> <p>1 仮設トイレの調達、設置、撤去</p> <p>市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、仮設トイレを調達し、避難所や被災地域内に設置する。</p> <p>市は、<u>予め、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。</u></p> <p><u>この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。</u></p> <p>なお、設置の際、洋式トイレを設置するなど高齢者や障がい者に配慮するものとする。</p> <p>また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。</p>	<p>2 住民、事業者</p> <p>(1) <u>一般廃棄物を適正に分別し、排出する。</u></p> <p>(2) <u>事業者は、災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、適正に処理する。</u></p> <p>第2項 <u>一般廃棄物(し尿)の処理</u></p> <p>1 仮設トイレの調達、設置、撤去</p> <p>市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、仮設トイレを調達し、避難所や被災地域内に設置する。必要量が確保できない場合、県に対し供給を要請する。</p> <p>なお、設置の際は、<u>避難所等のニーズに合わせ、洋式トイレを設置するなど高齢者や障害者に配慮する。</u></p> <p>また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>県計画の変更に伴う修正 県計画にあわせ記述を追加修正</p>

ページ	新	旧	備考
122	<p>2 処理方法</p> <p>(1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。</p> <p>(2) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。</p> <p>(3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。</p> <p>(4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。</p> <p>(5) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。</p> <p>(6) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。</p>	<p>2 処理方法</p> <p>市は、次によりし尿処理を実施する。</p> <p>(1) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により処理班を編成する。</p> <p>(2) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。</p> <p>(3) 必要な場合、近隣市町、県、関係業者に対し、応援を要請する。</p> <p>(4) 必要に応じ地域内に臨時貯留槽を設置する。</p> <p>(5) し尿処理施設が被害を受けた場合、必要に応じ近隣市町に応援を要請し、し尿処理を委託する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>・廃棄物処理に係る内容を全体的に詳しく記載</p>
123	<p>第3項 ごみの処理</p> <p>市は、予め策定した災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生するがれきについて、ごみ処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。</p> <p>収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置き場にごみを搬入する。</p> <p>(1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。</p> <p>(2) 市は、事前に策定した風水害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。</p> <p>(3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。</p> <p>(4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。</p> <p>(5) 仮置き場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。</p>	<p>第3項 一般廃棄物（ごみ）の処理</p> <p>市は、災害時の一般廃棄物処理計画を策定し、この中で一時に大量に発生するがれきの処分先、一般廃棄物の一時保管場所、自区内の廃棄物処理能力が不足する場合の応援の依頼先等を策定する。</p> <p>災害時には、この計画に基づいて一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみなどの一般廃棄物について収集運搬及び処分を行う。</p> <p>収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、災害時の一般廃棄物処理計画で指定した臨時の保管場所にごみを搬入する。</p> <p>このごみは、ごみの大量排出が一段落してから処理する。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>・廃棄物処理に係る内容を全体的に詳しく記載</p>

ページ	新	旧	備考
123	<p>(6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。</p> <p>(7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。</p> <p>(8) 有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業や住民へ適切に指導をする。また、仮置き場での環境汚染を防止する。</p> <p>(9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。</p> <p>(10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。</p> <p>(11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。</p> <p>《ごみ集積所》谷田工業団地、大木庭浄水場建設予定地</p>	<p>《一般廃棄物（ごみ）集積所》谷田工業団地、大木庭浄水場建設予定地</p> <p>第4項 災害廃棄物の処理</p> <p>1 市</p> <p>(1) 事前に策定した災害時の一般廃棄物処理計画に基づき、臨時の災害廃棄物保管場所を確保し、ごみの選別、保管を行う。</p> <p>(2) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取り壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に収集運搬及び処分する。</p> <p>(3) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により処理班を編成する。</p> <p>(4) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。</p> <p>(5) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともにアスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を図る。</p> <p>(6) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。</p> <p>2 事業者</p> <p>事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体により発生した災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、適正に処理す</p>	<p>県計画の変更に伴う修正</p> <p>・第1～3項に内容を盛り込み、本項は削除</p>

ページ	新	旧	備考
123		<p><u>第5項 廃棄物処理施設の応急復旧</u> 市は、災害が発生した場合は速やかに廃棄物処理施設の点検を行い、破損箇所等の改善措置を講じ、正常な稼働の確保を図る。 <u>なお、停電に備え、発電機等の整備に努める。</u></p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・第1～3項に内容を盛り込み、本項は削除</p>
125	<p>第27節 防疫計画</p> <p>第1項 防疫活動</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所における防疫指導 市は、県の指導のもとに、<u>衛生薬業センター等</u>において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>第27節 防疫計画</p> <p>第1項 防疫活動</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所における防疫指導 市は、県の指導のもとに、<u>杵藤保健福祉事務所等</u>において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・保健福祉事務所では、水質検査を行わないため修正</p>
126	<p>第2項 情報の収集、報告及び広報 (略)</p> <p>第3項 防疫用薬剤の確保 (略)</p> <p>【資料編】 <u>○防疫業務関係連絡系統</u></p>	<p>第2項 情報の収集、報告及び広報 (略)</p> <p>第3項 防疫用薬剤の確保 (略)</p> <p>【 防疫業務関係連絡系統 】 (略)</p>	<p>資料編に転記</p>
127	<p>第28節 保健衛生計画</p> <p>市及び県は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。 <u>特に、災害時援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。</u></p> <p>【資料編】 <u>○ボランティア協力体制</u></p>	<p>市及び県は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。 <u>この際、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者には十分配慮する。</u></p> <p>【ボランティア協力体制】 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p> <p>ボランティア協力体系を資料編に転記</p>

ページ	新	旧	備考
128	<p>第29節 病虫害防除、動物の管理等計画</p> <p>第3項 ペット等の保護等 市は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、<u>県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。</u></p>	<p>第29節 病虫害防除、動物の管理等計画</p> <p>第3項 ペット等の保護等 市は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、<u>県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親探し等の措置を講じる。</u></p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・表現の見直し</p>
133	<p>第31節 石油等の大量流出の防除対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1項 通報連絡</p> <p>(略)</p> <p>(1) 通報連絡の系統</p> <p>① 内水面への流失の場合 <u>発見者又は石油等が流失した石油等の取扱事務所は、市又は消防機関に通報する。</u> <u>通報を受理した市又は消防機関は、相互の連絡を行い、必要に応じ、土木事務所、保健福祉事務所、県へ連絡する。</u></p> <p>② 海域への流失の場合 <u>発見者又は石油等が流失した石油等の取扱事務所は、市又は消防機関に通報するとともに、海上保安部（三池）及び海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者へ通報する。</u> <u>通報を受理した市又は消防機関は、相互の連絡を行い、県へ連絡する。</u></p> <p>【資料編】 ○通報連絡の系統（内水面への流失の場合） ○通要連絡の系統（海域への流失の場合）</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第1項 通報連絡</p> <p>(略)</p> <p>(1) 通報連絡の系統</p> <p>①内水面への流出の場合 (略)</p> <p>②海域への流出の場合 (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>図式から文言へ表現を変更</p> <p>図を名称の修正（県からの指摘事項）のうえ資料編へ転記、</p>

ページ	新	旧	備考																	
135	<p>第32節 放射性物質による汚染への対応計画</p> <p>第1項 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>市は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。</p> <p>市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。</p> <p>《飲食物摂取制限に関する指標》</p> <table border="1" data-bbox="271 595 1032 762"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 Bq/kg 以上(注)</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類(根菜、芋類を除く。)</td> <td rowspan="2">2,000 Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>魚介類</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="271 775 1032 975"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">200 Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類</td> <td rowspan="3">500 Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>穀類</td> </tr> <tr> <td>肉・卵・魚・その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>「(出典:「防災指針」第5章5-3 表3)」</p> <p>(注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する。</p>	対 象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)	飲料水	300 Bq/kg 以上(注)	牛乳・乳製品	野菜類(根菜、芋類を除く。)	2,000 Bq/kg 以上	魚介類	対 象	放射性セシウム	飲料水	200 Bq/kg 以上	牛乳・乳製品	野菜類	500 Bq/kg 以上	穀類	肉・卵・魚・その他		放射性物質による汚染対応について追加
対 象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種: I-131)																			
飲料水	300 Bq/kg 以上(注)																			
牛乳・乳製品																				
野菜類(根菜、芋類を除く。)	2,000 Bq/kg 以上																			
魚介類																				
対 象	放射性セシウム																			
飲料水	200 Bq/kg 以上																			
牛乳・乳製品																				
野菜類	500 Bq/kg 以上																			
穀類																				
肉・卵・魚・その他																				

ページ	新	旧	備考								
135	<p>第2項 農林畜水産物等の採取及び出荷制限 市は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。</p> <p>(1) 農作物の作付け制限 (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止 (3) 農林畜水産物等の出荷制限 (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限 (5) その他必要な措置</p> <p>市は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。</p> <table border="1" data-bbox="257 560 1032 699"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放 射 性 セ シ ウ ム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥料・土壌改良資材・培土</td> <td>400Bq/kg 以上</td> </tr> <tr> <td>飼料(牛、馬、豚、家きん等用)</td> <td>300Bq/kg 以上(注)</td> </tr> <tr> <td>飼料(養殖魚用)</td> <td>100Bq/kg 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 粗飼料は水分含有量8割ベース、その他資料は製品重量</p> <p>2 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改訂が行われるまでの暫定</p>	対 象	放 射 性 セ シ ウ ム	肥料・土壌改良資材・培土	400Bq/kg 以上	飼料(牛、馬、豚、家きん等用)	300Bq/kg 以上(注)	飼料(養殖魚用)	100Bq/kg 以上		
対 象	放 射 性 セ シ ウ ム										
肥料・土壌改良資材・培土	400Bq/kg 以上										
飼料(牛、馬、豚、家きん等用)	300Bq/kg 以上(注)										
飼料(養殖魚用)	100Bq/kg 以上										
135	<p>第3項 放射性物質による汚染の除去等 市は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。</p> <p>除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。</p> <p>また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。</p>										

ページ	新	旧	備考
136	<p>原子力事業者は、県、市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県及び市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。</p> <p>県、市町、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。</p> <p>なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。</p> <p>(1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。</p> <p>(2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。</p> <p>(3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。</p> <p>(4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。</p>		
137	<p>第4項 放射性物質の付着した廃棄物の処理</p> <p>市は、県、国並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。</p>		

ページ	新	旧	備考
137	<p>市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力をを行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。</p> <p>市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力をを行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。</p>		
139	<p>第5編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 災害復旧・復興に向けた計画的な推進</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定 (略)</p> <p>第2項 迅速な原状復旧 市が迅速な原状復旧を目指す場合、<u>県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</u> <u>復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。</u></p>	<p>第5編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 災害復旧・復興に向けた計画的な推進</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定 (略)</p> <p>第2項 迅速な原状復旧 市が迅速な原状復旧を目指す場合、関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p>

ページ	新	旧	備考
139	<p>1 復旧事業の対象施設 (1) 公共土木施設 (河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園) (2) 農林水産施設 (3) 都市施設 (4) 上水道 (5) 社会福祉施設 (6) 公立学校 (7) 社会教育施設 (8) 公営住宅 (9) ライフライン施設 (10) 交通輸送施設 (11) その他の施設</p>	<p>1 復旧事業の対象施設 (1) 公共土木施設 (河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園) (2) 農林水産施設 (3) 都市施設 (4) 上水道 (5) 社会福祉施設 (6) 公立学校 (7) 社会教育施設 (8) 公営住宅 (9) その他の施設</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p>
140	<p>2～3 (略)</p> <p>4 復旧・復興事業からの暴力団の排除 <u>県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>2～3 (略)</p> <p>新規追加</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p>
141	<p>第3項 計画的復興 1 防災まちづくり 市は、次のような再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、住民の理解を求めつつ計画的に復興を進める。 <u>復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</u></p>	<p>第3項 計画的復興 1 防災まちづくり 市は、次のような再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、住民の理解を求めつつ計画的に復興を進める。</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p>

ページ	新	旧	備考
141	<p>なお、復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について情報の提供を行う。</p> <p>(1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>なお、復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について情報の提供を行う。</p> <p>(1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理業者、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>県からの指摘事項 ・文言の修正</p>
142	<p>第2節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。</p> <p>第1項 被災者相談</p> <p>市及び県は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対するための相談窓口を設置する。</p> <p>なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>第2項 災害弔慰金、見舞金等</p> <p>2 災害障害見舞金の支給</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第9条)の定めるところにより、災害により被害を受けた住民又はその遺族等に対し災害障害見舞金を支給する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に災証明を交付する。</p> <p>143 第3項 就労支援 (略)</p>	<p>第2節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>第1項 災害弔慰金、見舞金等</p> <p>2 災害見舞金の支給</p> <p>市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第9条)の定めるところにより、災害により被害を受けた住民又はその遺族等に対し災害見舞金を支給する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2項 再就職支援 (略)</p>	<p>県計画の変更に伴う修正 ・防災基本計画の反映</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・生活再建に係る相談窓口の設置を明記 ・防災基本計画の反映</p> <p>項番号の変更</p> <p>県からの指摘事項 ・文言の修正</p> <p>県からの指摘事項 ・り災証明についての記述を追加 ・防災基本計画の反映</p> <p>県計画の変更に伴う修正</p>

ページ	新	旧	備考
143	<p>第4項 租税の徴収猶予、減免</p> <p>1 国税 (略)</p> <p>2 県税 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県税の減免 ア 個人の県民税(地方税法第45条) イ 個人の事業税(地方税法第72条の62、県税条例第56条) ウ 不動産取得税(地方税法第73条の31、県税条例第69条) エ 鉦区税(地方税法第194条、県税条例第126条の2) オ 軽油引取税(地方税法第144条の42) カ 狩猟税(地方税法第700条の62、県税条例第170条)</p> <p>3 市税 (略)</p>	<p>第3項 租税の徴収猶予、減免</p> <p>1 国税 (略)</p> <p>2 県税</p> <p>(3) 県税の減免 ア 個人の県民税(地方税法第45条) イ 個人の事業税(地方税法第72条の62、県税条例第56条) ウ 不動産取得税(地方税法第73条の31、県税条例第69条) エ 鉦区税(地方税法第194条、県税条例第126条の2) オ 固定資産税(地方税法第745条、同法第367条、県税条例第140条) カ 軽油引取税(地方税法第700条の21の2) キ 狩猟税(地方税法第700条の62、県税条例第170条)</p>	<p>項番号の変更</p> <p>県計画の変更に伴う修正 ・法令改正等に伴う修正</p>
144	<p>第5項 国民健康保険税制度等における一部負担金の減免 (略)</p> <p>第6項 介護保険制度における保険料の徴収猶予、減免 (略)</p> <p>第7項 後期高齢者医療制度における保険料の徴収猶予、減免 (略)</p>	<p>第4項 国民健康保険税制度等における一部負担金の減免 (略)</p> <p>第5項 介護保険制度における保険料の徴収猶予、減免 (略)</p> <p>第6項 後期高齢者医療制度における保険料の徴収猶予、減免 (略)</p>	
145	<p>第8項 その他負担金等の徴収猶予、減免 (略)</p>	<p>第7項 その他負担金等の徴収猶予、減免 (略)</p>	
146	<p>第9項 郵政事業の災害特別事務取扱等 (略)</p> <p>第10項 生活資金の確保 (略)</p>	<p>第8項 郵政事業の災害特別事務取扱等 (略)</p> <p>第9項 生活資金の確保 (略)</p>	
147	<p>第11項 住宅の供給、資金の貸付け等 (略)</p>	<p>第10項 住宅の供給、資金の貸付け等 (略)</p>	

ページ	新	旧	備考
147	第12項 生活必需物資供給の調整、復旧用資機材の確保 (略)	第11項 生活必需物資供給の調整、復旧用資機材の確保 (略)	
148	<p>第3節 地域の経済復興の推進</p> <p>第1項 中小企業に対する復旧・復興金融の確保 (略)</p> <p>第2項 農林水産業に対する復旧・復興金融の確保 (略)</p> <p>第3項 風評被害等の影響の軽減 <u>市、国及び県は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。</u> <u>広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。</u> <u>県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。</u></p>		